

小値賀町議会定例6月会議（2日目）

1、出席議員 8名

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 立 | 石 | 光 | 助 |
| 2 | 番 | 森 | 岡 | 正 | 雄 |
| 3 | 番 | 橋 | 本 | 武 | 士 |
| 4 | 番 | 今 | 田 | 光 | 弘 |
| 5 | 番 | 小 | 辻 | 隆 | 治 |
| 6 | 番 | 横 | 山 | 弘 | 藏 |
| 7 | 番 | 江 | 川 | 春 | 朝 |
| 8 | 番 | 宮 | 崎 | 良 | 保 |

2、欠席議員 0名

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 西 | 村 | 久 | 之 |
| 副 | 町 | 前 | 田 | 達 | 也 |
| 教 | 育 | 中 | 村 | 慶 | 幸 |
| 会 | 計 | 橋 | 本 | | 満 |
| 総 | 務 | 博 | 多 | 屋 | 雄 |
| 住 | 民 | 北 | 村 | | 一 |
| 福 | 祉 | 谷 | 元 | 芳 | 仁 |
| 産 | 業 | 西 | 浩 | | 久 |
| 農 | 業 | 山 | 田 | 俊 | 康 |
| 農 | 業 | 村 | 田 | 祐 | 一 |
| 建 | 設 | 永 | 田 | 敬 | 郎 |
| 診 | 療 | 牧 | 尾 | | 三 |
| 教 | 育 | | | | 豊 |
| | 次 | | | | |
| | 長 | | | | |

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 橋 | 本 | 博 | 明 | |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 書 | 記 | 岩 | 城 | 堯 | 志 |

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会定例6月会議

令和6年6月19日(水曜日) 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名 (小辻隆治郎議員 ・ 横山弘藏議員)
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 報 告 第 2 号 専決処分事項の報告について (小値賀町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 4 報 告 第 3 号 令和5年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報 告 第 4 号 令和5年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 報 告 第 5 号 令和5年度小値賀町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第 7 議案第53号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 第 8 議案第46号 小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(案)
- 第 9 議案第49号 小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案)

- 第10 議案第47号 小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）
- 第11 議案第48号 小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）
- 第12 議案第50号 小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第13 議案第52号 小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）
- 第14 「小値賀町議会デジタル化推進特別委員会」の設置について

午前10時00分 開 議

議長（宮崎良保） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番・小辻隆治郎議員、6番・横山弘藏議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。

なお、関連質問はご遠慮願います。

3番・橋本武士議員。

3番（橋本武士） 通告に従って質問とさせていただきますが、昨年2023年の地方自治法の改正により、議会は重要な意思決定を行う場であることが明記されました。この改正によって、改めて地方議会の位置づけ等を明確化するものと思いますが、象徴となるのはアメリカにおける「The failure list」に出てくる、「我々は天使ではない」というくだりです。これは誰も万能ではなく、また過ちを犯す存在であるという意味ですが、だからこそその二元代表制も権力分立という考えの下で、相互に牽制し合う仕組みを作り上げたものとなっております。ただそうありつつも、私個人的には是々非々で臨んでまいりたい、そのように考えております。地方自治法は土台として遵守しながらも、この小値賀町におきましては、小値賀自治法というぐらいの強い思いを持って、小値賀色を強く前面に出して、今回の5本柱、町長の先の3月会議の施政方針において、施策の柱として、子どもの教育の充実と子育て支援、農業漁業、商工観光業の振興と後継者対策、また医師看護師の確保による医療の充実、移住定住交流による人口減少対策、そして5本目にデジタル社会を目指した環境整備の促進、この5本柱とそれに沿った主要事業を述べていたんですが、その中で最も重要と捉えている政策とその政策により見込まれる効果について、町長の考えを伺いたいと思います。

再質問は質問者席から行います。

議長（宮崎良保） 町長

町長（西村久之） 橋本議員のご質問にお答えをいたします。

定例3月会議の施政方針で、ご質問の5本柱について申し上げましたが、その中で最も重要だと捉えているのはどの政策かのご質問ですが、この5本柱について、私は優先順位をつけておりません。この5本柱に関する主要事業を、同時に並行して実施していく事がとても重要なことだと考えております。

本年、令和6年度からスタートしております「第5次小値賀町総合計画」の

中に、それぞれの分野で、現状と問題点、施策と主な取り組みと方向性、成果目標を掲げております。これらを着実に実施していく事で、町民の皆様が小値賀町への愛着と幸福感を持って住み続けられる環境づくりができるものと考えます。また、小値賀町の魅力を高め、魅力が伝わるよう全世界へ発信し、多くの人を惹きつけ、応援したいと思う人々をいかに増やすかが肝要だと考えます。そうすることで、あらゆる人材が小値賀町に集い、産業や地域の担い手となる環境ができ、10年・20年後も住みたい・帰りたい・関わりたい・旅したい、など多様なつながりたい思いを叶える持続可能な、持続可能な町が生まれるものと考えます。これを成すのは、行政だけでも町民だけでもありません。町民・地域・団体・企業と行政が協働で取り組む必要があると考えておりますので、町議会議員さんを始め、町民皆様のご理解とご協力を、切にお願いしたいと思います。

お答えは以上となります。

議長（宮崎良保） 橋本議員

3番（橋本武士） ありがとうございます。全て大切なのは言うまでもないことですので、ある程度お答えの方は想定しておったんですけども、まず1つ1つですね、思うところを申し上げたいと思うんですが、まず1個目の「子どもの教育の充実と子育て支援」ということですが、以前にも青空議会で小さなお子さんを連れてお母さん方との懇親がありました。その中でもいろんな意見を聞きしたんですけども、今、昨日もありましたけども、保育士の不足によって1歳児からの預かりしかできないと。よく聞かれたのは、じゃあ出産をしたお母さんは、1年間仕事ができない。で、収入が途絶える。オムツ代ミルク代はかさむ。そんな中でその保育士を確保することによって、1日も早くそういった事態を解決したいと。もう、もう少しご辛抱いただきたいという町長のお言葉でした。ただあの辛抱はせざるを得ないものですが、保育士を増やせば全て解決するのかどうかというところと、いつできるのか。そこは不透明なんですよね。だから約束してくれっていうのも無理な話だと思うので、水物だと思います。これは人間が関わるので。私思うのは、そのときにもちらっとお母さん方に申し上げたんですが、小値賀町には、たくさんのおじいちゃんおばあちゃんがありますよね。それも元気な。で、そういう人方々とそういった預かり先のない小さなお子さん、別に1歳でも2歳でも構わないと思うんですが、そういった形たちとの、その子どもとお年寄りの共有施設、時間と場所を共有する。そういうふれあいの場っていうのをつくることで、何かそういったところに解決策のヒントがあるような気がして、そういう場を作れないかなというのが私の願いではあるんですが、いわゆるそこの六社神社の信号を突き当たったところの石垣に、看板が黄色い看板かかってますけども、「よその子もしっか

りしかる。」すごく愛にあふれた言葉だと私は思うんですが、いわゆる小値賀の子どもは、オール小値賀で育てる。で、お年寄りのいわゆる生き字引のような存在の方々と、三つ子の魂 100 までと言いますから、そんな子たちとの触れ合い。で、やっぱりちょっとしたことが、後々その子たちの将来に大きく関わってくると私は信じてますので、手と手を触れ合って、2歳3歳の子が素朴に、「何でこんなに手はしわくちやなのか？」とか、「なんでこんなにしわがいっぱいあるの？」とか、いろんな疑問が出てきます。お年寄りはお年寄りに癒され、子はお年寄りから吸収していく。答えが出るのは、おそらく20年後30年後だろうというふうに思います。人の人生に関わってくることですので、子育て支援というと何か小さなお子さんと、子どもを産んでくれたお母さんに捧げる行政のような雰囲気が漂いますが、私はそうじゃなくてもっと小値賀くさきを出すような政策に変えていただければいいんじゃないかなと思っています。その辺、町長のご意見も一応お聞かせください。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい、私も全く同意見でございます。保育所を確保するのはもちろん、同時並行で進みますけども、先ほど言われました、お年寄りとのふれあいの場とかですね、地域の皆さんとのふれあいの場でその保育士の不足分をカバーするという考え方につきましては、私も同感ですので、協議を進めたいと前向きにですね、協議進めたいと思っておりますし、何度も言うようですが、保育士の確保につきましては、あらゆる方面にですね、努力をして交渉してまいりたいと考えております。

議長（宮崎良保） 橋本議員

3番（橋本武士） ありがとうございます。よろしくお願いします。

そして2つ目のですね、「農業、漁業、商工観光業の振興と後継者対策」これも順番関係なく非常に重要なことだと思いますが、特に農業漁業の後継者対策においては相変わらず厳しい状況にあります。小値賀町の場合は委員会でも出た話ですが、農業漁業は昔からやはり生きる手段だと思うんです。そもそも。で、目的として捉えてしまった場合にはですね、意味は農業いわゆる百姓になりたい人、漁師になりたい人、入口をここに持ってきて、その人たちをターゲットに小値賀町をアピールしても、離島であるリスクしかやはり伝わらないんですよね。で、それを目的とされている方々は、やはり本土で行う方が有利であることは否定できないところだと思うんです。大切なのは、目的をちょっとシフトしていただければですね、ここは努力が必要ですが、小値賀で暮らすこと、小値賀で生きることを目的にいただければ、そういう人を作り出すことで、今度はその夢がかなえば、手段としての農業漁業、商工業もそうですが、そちらへシフトしていただけるんじゃないかということで、まずはやはり

選ばれる島にしていくことが、最重要課題ではあろうかと私は思うんですが、町長の方はいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい。あのそのつも…そういうことで小値賀町の総合計画も、それに沿って作成していると私は思っておりますし、まず小値賀に住んでいただいて、趣味じゃないですけども、今漁師の方はですね、今何人かずつこの後継者が増えてきておりますけれども、農業の方はなかなか担い手会社についてもですね、希望する方がなかなか出ておりませんが、今年は1人か2人出てくるみたいなので、それに期待としたいと思っておりますけれども、まずは住んでいただくということと、先を行っては申し訳ありませんけれども、新しい特産品の開発をですね、開発というか、頭の中にはあるんですけども、その準備を進めてまいりたいというふうに思っております。例えば、ふるさと納税につきましてもですね、長崎県産の牛肉というふうなことを言われておりますけれども、小値賀産牛肉にならないかなというふうなことで考えておりました、肥育農家さん、肥育をやりたいという畜産農家さんが2～3人いるわけですよ。その方たちの力添えもしてあげたいと思っておりますし、以前うちも小値賀町内にも酒造りのところがありましたけれども、なかなかあの日本酒を作るのはなかなか水と米とですね、なかなか難しい問題がありますので、小値賀産の焼酎を作ったらどうかと、まだ皆さんには今初めて言ってるんですけど、どうかというふうなことも考えておりますし、その協議もですね、随時進めてまいりたいと思っておりますので、まずは住んでいただいて、そういうふうに地元で稼げるものを徐々に増やしていったらどうかと考えているところでございます。

議長（宮崎良保） 橋本議員

3番（橋本武士） 焼酎いいですね。最高だと思います。カンコロが生きてきます。小値賀の。それはすごく楽しみです、耕作放棄地の解決にも繋がっていくのかなと。あとは生産者の確保だということだと思いますが。それはすごくなんだろうわくわくしますね。

3つ目、「医師・看護師の確保による医療の充実」とあります。これも非常に大切なことなんでしょうけれども、あまりにも個人的な思想感情が私の場合には強くてですね、炎上しますのでノーコメントとさせていただきます。

4つ目に「移住定住交流による人口減少対策」とありますが、これもですね、さっきの後継者対策とちょっと似通った話になるかなと思うんですけど、この人口減少対策っていうのを私は政治ですからやっぱりまず言葉からなんですけど、あのこれもう人口減少対策というもう思考自体をやめてですね、移住定住交流活性事業という形に変えた方が、むしろ結果的に人口減少対策になるんだろうなと思うんです。どこに力を入れるかっていうのが明確になってくると同

時にですね、これもやはり中身としては小値賀くささをいかにして出していかにかかっているんだろうと思うんです。で、小値賀くささの一番のポイント、セールスポイントですねいわゆる小値賀町の。これはやっぱり二次離島の存在だと思っただけです。世界遺産の野崎島はもちろんなんですが、やはり有人の二次離島、納島、大島、そして六島、この存在とといいますか、二次離島の活性化が小値賀町として、不可欠だと思っただけですけども、これができないのに、小値賀町の更なる活性化は僕はないと思っただけです。で、昨今、島根県の海士町の話が我々も離島ですからよく話の中で出ますが、「ないものはない」有名なキャッチフレーズです、今や。あの2つの意味があると思っただけですね。すごくいいキャッチフレーズだなと、本当に嫉妬するぐらいいい言葉だと思います。2つの意味がありますね。ないものはないんだからそれは全てあるという意味なのか、もしくは、ないものはない。同じ言葉ですけど、ないんだから仕方がないっていう捉え方と、実はその裏に、足るを知るっていう意味が入ってると思っただけですね。こういう一言の中にいろんな想い、「ああ、海士町の人、海士町を本当に愛してやまないんだな」というのが、この言葉の中に誇りとプライドを感じます。ないものはない。小値賀にこれ真似したら怒られるんですかね。すごくいいキャッチフレーズなんで、小値賀もこれ言いたいと思っただけ、無理なのかな。もっともっと何かもっと昔から言っただけよみたいな顔して言えないもんですかねと思っただけですけどね。これ町長どう思います？

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい。それはですね、お言葉を返すようで申し訳ないですけど、私も東京あたりに行けばですね、東京の人から、にはですね、「小値賀町は何もない。しかし生活する術は全て、全て整っている。」というふうに言っただけおまして、東京の方からも「それが一番いいとこなんですよ」といつも言っただけおまします。もう「何もないけども、生活するには十分なものがあるので、いろいろほかの町村の真似をしてなんやかんやとれるということは私はしません。」というふうに答っただけおましますので、その橋本さんの意見は、私も同じだと思っただけです。

議長（宮崎良保） 橋本議員

3番（橋本武士） だったら、本当にそう思っただけだったら来てくれればいいじゃないですかね。東京の。まあ社交辞令半分の本音半分だと思っただけですけど。

5つ目の、ごめんなさい、「デジタル社会を目指した環境整備の促進」これもまず言葉から申し上げたいんですが、デジタル社会は、小値賀町は目指さなくて僕はいいいと思っただけです。むしろデジタル社会に対応した環境整備ということになるんじゃないのかなと、もう個人的には思っただけですね。どれだけの人がデジタル社会の恩恵、具体的に生活の中でどれだけ豊かさを感じるのかそ

れによってですよ、個人差は当然ありながら、びっくりするほどの変革っていうのはなかなか難しいんじゃないのかなと思ってます。で、本日も最後この本議会において、小値賀町の議会デジタル化推進特別委員会、まずこっから入って手をつけるのはペーパーレスからやっていこうということになるのかとは思いますが、一応これ最初はDX、DXって言ってたんですけど、調べれば調べるほどDXっていうのはちょっと意味が違々と。小値賀においてはやっぱりデジタル化が正しい表現なんだろうというふうに思いますが、やはり同じ規模の町村会なんかでもデジタル化が進んでいってるまだ、発展途上だとは思いますが、これから問題点もいろいろ浸透するにしたがって同時進行で出てくるんだろうと思うんですけども、やはり先に何でも一番最初にやるのが偉いわけじゃなくて、ずるいんですけど人がどんどん進めていくのをちょっと横で見ながら参考にさせていただいて、たくさんの失敗・課題も見させていただいて、いいところ取りで、小値賀らしいデジタル化を進めていければなと考えるというところではあります。町長にとって、小値賀のデジタル化というのは、どのような町の形を想像されますか。目指していますか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい、このデジタル化につきましてはですね、住民の方の役に立たなければ何なりませんので、住民の方の住民サービスという意味では、例えば1つの例を挙げますと、役場に来てから窓口が1つになって、そこだけで全てのことを解決できるようなシステムにならないのかなというふうなことをまず考えておりますし、またそのほかにもですね、住民の方の福祉の向上につながることににつきましては、現在あの協議をしておりますので、その内容結果につきましては、議会の方にもお知らせをしたいと思っておりますけども、その途中経過につきましては、総務課長の方から答弁させたいと思っております。

議長（宮崎良保） 総 務 課 長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

デジタル化の目指すところとしましては、先ほど町長が申し上げたように、窓口の一本化。今であれば転出するときには住民課であったりとか、建設課であったりとか、行っているところを一本化したいというところのデジタル化を目指してございます。で、ほかにですね、今度は役場に来なくても申請手続きができるようなところにデジタル化の拡張を図っていきたいと考えておまして、LINE ですね、今しているのは施設の予約とか、そういうのが LINE で申請できるようになってございますので、そういうところを拡張して行って、目指すところはですね、最終地点はあの来ないで、役場に来ないでいいようにしたいんですけども、そこはこうまだこちらとしてもですね、取り組んだばかりでございまして、そういうところを1つ1つ拡大していければなと思ってござい

ます。

議長（宮崎良保） 橋本議員

3番（橋本武士） ありがとうございます。いかんせんその高齢者の多い町でするので、そもそもデジタルってなんのこっちゃっていう人も少なからずあるのかなと思いますので、これに関してはやはり言葉先行ではなく実態で、親切丁寧にとり足取り伝えていくことが大切かなと都度都度ですね思います。ここ押してください。そここち来てください。あれ触ってくださいっていうようなね、本当に寄り添った、血が通うデジタル化という大変ですけど、そういうものを目指していただければありがたいなと思います。で、時間がいい感じで余ってますけど、ちょっとまとめさせていただくと、要はもうこの小値賀町の課題・問題というのと、やはり日本中でもそうですが、過疎化や少子高齢化の問題で、頭を抱えている自治体というのがほとんどだろうとは思いますが、そもそも過疎というものに対して、町長はどういうイメージをお持ちでしょうか。教えてください。

議長（宮崎良保） 町長

町長（西村久之） その字のとおりだと思いますけども、まずはそのどの市町村もそうでしょうけども、なかなか便利のあるところに1回出てみたいというような、特に田舎はですね、1回都会に出てみたいというふうな希望を持っている方が、若者の中にはたくさんおりますので、その行った結果、本当は帰ってきたかったけども、帰っても仕事がないとか、そういうふうなことで帰らずにそこに定住してしまうというようなことが一番の原因だと思いますけども、それを克服するのはどうしたらいいと言われても、ちょっと私もわからないんですけども、まずは交流を深めてですね、交流人口を増やして1回来てもらうというのが、まず一番いいことだと思います。まず過疎地域においては、どんどん増えてるところが、減ってるところばかりで、増えてるところがほとんどありませんので、一回来て、その町に来ていただくような施策をするのが一番だというふうに思っております、まあその手始めにはですね、前、江川議員さんからも言われましたけども、島内の船賃ですね、島内、島民割引じゃなくて、誰しも国民全部が離島に行く場合は賃金を同じにしてほしいというのは、全国離島振興協議会でも国の方には再三申し上げておりますし、現在のところその何と申しますか、国の予算もなかなかつけてもらえないという段階でございますけれども、交流人口を増やすには、まずその町に来ていただく、島に来ていただくというのが一番なので、そのためには、手始めにはその賃金ですね、運賃を島民割引と一緒にような形でなれないものかなというふうなことで、現在国に申し上げております。そういうことで過疎化が少しでも緩和されればなというふうに思っているところでございます。過疎、過疎につきましては、そ

ういうふうな考えを持っております。

議長（宮崎良保） 橋本議員

3番（橋本武士） はい。要は、過疎っていうのは、悪い言葉なんですかね。

議長（宮崎良保） 町長

町長（西村久之） いや過疎というのは悪い言葉ではないと思います。自然に減っていったということなので、例えばそれぞれうちも1万人以上いたこともあるんですけども、やはりその島に適応した人口になるのがベストだと私は思っておりますので、無理してどんだんどんだん増やして、増えるのに悪いことではないと思いますけども、過疎という言葉につきましても、それ双方に悪い言葉ではないと私は思っております。

議長（宮崎良保） 橋本議員

3番（橋本武士） 基本的に同意見なんですけど、過疎という言葉ひとつとってもですね、1966年ぐらいに生まれた言葉だと聞いています。その前にじゃあ何があったのかということ、過密ですよ。で、過密の対義語として過疎という言葉が生まれたと言っても過言じゃないんだろーと思います。いわゆる何かって聞かれたら、人口減少のことなんじゃないのか、高齢化が進んでいることでしょうか。じゃあ人口が減って、高齢化が進むと一体何がいけないのか。で、そこに何となくぼんやりと過疎っていう言葉に対するネガティブなイメージって誰しもが持っている。特に地方に住む人々にとっては、すごくネガティブなイメージがあらうかと思います。そもそも、過疎が初めて公式に取り上げられたのは、1966年、67年の私が57歳ですから58年前、経済審議会地域部会の中間報告の中で初めて出てきたと言われてます。過疎がですね、公式にはですけど。当時はちょうど高度経済成長期真っ只中で、これまで農村や山村で生活をしてきた若者の多くが、この時期に雇用と賃金、いわゆる豊かさを求めて都市に流出していくわけなんですけれども、当時農山村から相対的に所得の高い都市部に移転することはむしろ生活を改善させるという観点で非常に望ましいことであるとされていたようです。で、結果ますます広がる都市と農山村格差、そして急激な人口流出による地域社会の崩壊が顕在化していくわけです。その後も、人口減少のために一定の生活水準を維持することが、困難になった状態であったり、つまり従来の生活パターンの維持が困難となりつつある状態。これを過疎化している状態っていうことだと思っておりますけれども、生活パターンの崩壊ですね。人が少なくなると高齢者ばかりになった結果何が起こるかということ、地域の活動ができなくなってしまう。それによって困る人が出てきてしまう。地域間格差との結果、その結果を受ける生活パターンの崩壊こそが、過疎問題の本質であらうということです。こうした過疎に立ち向かうためとして地域の経済開発の可能性の究明と、地域に適した産業振興、所得機会の

提供、社会保障的施策、そして精神生活を含めた総合的な福祉対策など、現実にも、現代にもつながる包括的な対応の必要性を先の報告書で述べられているわけです。これは1970年です。まだ過疎という言葉は今も残ってますよね。当時で終わったわけではありません。所得も十分でなかった過疎地域においては、過疎化と貧困と死は、数珠つなぎの問題で問題でした。当時の過疎は、抽象的な過疎ではなく、自分自身、そして家族の生につながる実存的な問題だったということです。1953年に離島振興法 1962年に辺地法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律。1965年に山村振興法、山村振興法です。そして1970年に申し上げた過疎法、いわゆる過疎地域対策緊急措置法というのが成立しました。特にこの過疎法においては、人口の過度の減少防止地域社会の基盤の強化、住民福祉の向上、地域格差の是正、この4点を目的に掲げて、他の多くの法律が地域の特徴要件としているのに対し、人口流出という動態的な条件を基礎として対象地域を捉えようとした点で非常に画期的なものであると。そして何が大きく変わったかということ、その結果過疎地域における市町村道、道の舗装率は、当時2.7%から71.4%に跳ね上がり、水道普及率は56.6%からなんと93%へ大幅な改善が見られる。これは莫大な地方予算を投下してくれたことにほかなりませんが、大きく違うのはやはり、豊かさの中の過疎化に変わっていったということだと思っんです。決してネガティブじゃない。これから生きていく今都市部に住んでいる人も、そのまま地方にいる方も、これから生きていく選択肢として、もう二極化が進んでるんだと思ってるんです。過密社会で生きるのか。過疎社会で生きるのか。自分はどっちで一番自分らしく生きれるのか。これが自由に選べる時代になっている。当時の頃とは違って、都市部でしか豊かさを求められなかったその頃とは大きく変わって、今かなりの数の人が地方へ、静かな人間らしい人の温かみを感じる場所で子育てをしたいとか、暮らしたいとか、もう私両方知ってますけど、やっぱり一度こういうところで暮らして、もう匂い、風、人を感じたときには、もう都市部には戻れません。人によるかもしれませんが。とにかく世知辛いですから、もう5年10年暮らしてみればわかります。いいところもたくさんありますけどね。そういった豊かさの中の過疎化、これはやっぱり武器にして、あまりネガティブな危機感を共有しようとか、そういう方向性もわかるんですけれども、どうにもならない問題っていうのがやっぱりあって、一朝一夕で解決できるような問題ではないことを危機感として過度に共有して、この豊かな過疎の小値賀町の人たちが、その眉間にしわを寄せてね、難しい顔しながら生きていただきたくはない。で、どうなるかわからない毎日を、今日の幸せを、それによって無駄にして欲しくない。うん。やっぱり今この島で生きてる人が、1日1日その日を大切に輝いて暮らしていただければいいなど。その

端で、我々は少なからずとも危機感を共有して、いたずらに流れていくときに、ポーッと任せるんじゃないなくて、やはり向き合っていかなければならないと思います。その両輪が必要だとは思いますが、で、町長にまとめをお願いするのは恐縮なんですけれども、総括して今後小値賀はこうなっていくんだという宣言をしていただければありがたいと思います。お願いします。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい、議員のおっしゃるとおりだと私も思っておりますし、元々昨日憲法 25 条の話が出ましたけども、それに沿ってですね、国も地方自治体も各種施策を進めているわけです。日本中どこに暮らしても、同じような生活ができるように、一定ですね、一定同じような生活ができるように、過疎法、辺地債、辺地法ですね、そういうふうなものをその基盤にできておまして、そのために国が過疎、過疎債、辺地債、過疎に対する補助金、辺地に対する補助金の制度を定めておりますので、どこに住んでも一定同じような生活ができるように、その補助金とか起債を利用してですね、各種事業を進めてまいって、どこに何回も繰り返すようなんですけれども、日本中どこに暮らしても同じような生活ができるようにですね、私から言わせると小値賀町は小値賀らしく、これから先は、生きて開発していければなというふうに思っております、皆様がそれに対してはですね、昨日も言いましたけども、行政だけではなかなか無理なので、町民を含めて、地域みんなですね、小値賀町を作っていくという精神をですね、してもらえればいいんじゃないかなというふうに思っております、その方向でこれから行政を進めたいと思っております。以上です。

議長（宮崎良保） 橋本議員

3番（橋本武士） ありがとうございます。百姓議員であります、これからも小値賀のために邁進していきたいと思っておりますので、これで私の質問を終わります。

議長（宮崎良保） これで、橋本武士議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会を実施）

| | | | | |
|------|----|------|------|---|
| — 休憩 | 午前 | 10 時 | 38 分 | — |
| — 再開 | 午前 | 10 時 | 39 分 | — |

議長（宮崎良保） 再開します。

続いて 4 番・今田光弘議員。

4 番（今田光弘） 昨日からの一般質問は、割と大きな話と申しますか抽象的な話が多かったように思います。僕の質問は割と現実的な質問をさせていただきます。

町が譲り受けました旧小西邸と旧津田耕平商店倉庫について質問いたします。

まず旧小西邸についてです。断続的に借家として使用されていた旧小西邸ですが、経年劣化が進んでいる中で、令和2年の台風によってかなり傷んでしまったことから、所有者は家屋の維持を断念しました。ちょうどその頃、佐世保市消防局西消防署は、小値賀出張所の建物が老朽化して雨漏りなどがひどくなっていることから建て替えを考え、そのためのその土地、これは町が用意することになっていますが、これを探しておりました。さらに、隣接する道路が通学路であるにも関わらずクランクして狭く、歩行者の安全確保のためにも道幅を広げたいという町長の意向もあって、町の方から所有者に土地と建物の寄附を呼びかけたようです。所有者としては、老朽化した建物は解体撤去せざるを得なかったものが、町に寄附することでその費用が不要となってまさに渡りに船、令和3年1月に所有権移転登記は完了しました。その後3月に寄附物件の今後の活用方法と、解体費として350万円の予算を計上しているとの説明が初めて議会にありました。ここで気になったのは、この土地が、国が選定する重要文化的計画区域内に入っているのではないかということでしたが、この時の質疑の中で執行部は、この土地はその区域には含まれていないとの答弁でした。含まれていないのであれば、老朽化して使い途のない建物の解体撤去はやむを得ないものの、貴重で見事な、あの、ある意味では本町のシンボルとも言える玄武岩の石垣を壊すことについては、当時の多くの議員が疑問に感じました。クランクしている道路線形につきましても、狭いことは確かですが、むしろ自動車のスピードの抑制につながっていて、残すべきだという意見が、これが大半でした。

さらにその後、本町議会が設置している「ギカイの窓」にも、この石垣を残すことに、ああ、壊すことに多くの反対意見が寄せられたことから、改めて総務文教厚生常任委員会で現場の調査を行い、その結果、老朽化している建物の解体はやむを得ないものの、石垣については再考を求めよう、議会は執行部に「寄附物件の取り扱いについての要望書」というものを4月に提出いたしました。これらの経緯につきましても、議会だよりの第117号に詳しく書いております。その後、この土地が実は重点景観計画区域にあると執行部から答弁の訂正が入りましたが、やはり建物の老朽化は進んでいることから解体はやむを得ないと。けれど石垣につきましても残す方向に見直したという新しい見解が示されました。そして5月には家屋解体工事の入札が行われまして、町内の業者さんが落札しております。続いて一連の計画を小値賀町文化的景観保護推進審議会に諮ろうとしたところ、解体に至る経緯の説明が不十分であり、また、家屋の文化的価値に関する評価が行われていないなどの理由から、審議は見送りとなってしまいました。その後、審議委員さんによる現地調査が行われまし

た。確かに昭和3…昭和8年に建てられた建物で、屋敷づくりという非常に伝統的な家屋で、重要な物件であると評価はされるものの、シロアリや雨漏りによって老朽化が進んで保存は困難と判断し、部材などの一部保存の検討と、跡地の利用方法については審議会の意見を求めることとの審議会の答申があり、これを受けて町は解体撤去する方針を改めて固めました。ところが8月になって文化庁が重要文化的景観に関する町の運営方針を問題視し、解体は容認できないとの強い指導が入りました。これを受けて県とも協議した結果、旧小西邸は修復して保存する方向へと変更され、当初の土地利用計画とはまったく違った方向に進むことになってしまいました。

一方、旧津田耕平商店倉庫跡地、商店は尼忠東店利用者のための駐輪場や自動車の離合スペースなどとして利用するとして町が譲り受け、こちらは解体撤去は完了しているんですが、依然として、現時点で土地の利用は進んでおりません。ということで、これから質問に移ります。

まず旧小西邸に関連したことになりますが1つ目、初めは重要文化的景観区域に含まれていないとの答弁でしたが、寄附を呼びかけた時点で町執行部としての認識はいかがだったのでしょうか。

2つ目です。僕はサラリーマン時代、用地買収や移転補償の仕事を15年ほど経験していますが、建物がある土地を利用する計画がある場合、まず移転補償契約を結び、建物所有者が解体撤去して更地の状態にしてから所有権を移転していました。もちろん補償金は発生しますが、解体撤去にはお金がかかるのでそれは当然のことです。建物には、表には出ない様々な権利がある場合があり、また、解体撤去するまでにどんな災害や事件が発生するかわかりません。そのリスクを負わない、回避するために更地の状態での所有権移転が全国的に一般的です。以前、柳の古民家ステイの入口の右側にある家屋を町が譲り受けたものの、結局土地利用ができずに町が建物を解体して更地にしたという苦い経験があるにも関わらず、「更地にしてから」という一般的な所有権移転の形をとらなかったのはなぜでしょうか。非常に疑問を感じます。

3つ目です。令和4年1月に小西邸利活用検討委員会が作られ、およそ8カ月間で4回にわたって整備活用の検討がなされたようです。結論としましては、「若者を中心に様々なチャレンジができる場所」、さらに「まちづくりの中心となる施設」と方向性は出ているようですが、あくまでも方向性ですので今後さらに検討がされると思います。今後旧小西邸はどのように修復し、何に活用する予定なのかお伺いします。

4つ目です。令和3年12月には保存修理に向けた実施設計業務が発注されていますが、これに基づきまして修復にいくらぐらいかかるのか、今後の維持管理費を含めた費用対効果についてご説明をお願いいたします。

5つ目、旧津田耕平商店倉庫跡地ですが、これが利用できないのはなぜでしょうか。ここは道幅も狭いわりに交通量も意外とほどほどにあって、また駐輪スペースも狭いにもかかわらず未だにロープが張られたままです。

そして最後6つ目になりますが、先ほども触れましたが、土地利用計画を実現するために町が買収または寄附を受ける場合は、更地に限るというのは全国で一般的です。もちろんその建物を町有住宅として利用する場合は除きますが、本町でもこれを明確にルール化すべきではないでしょうか。

以上、再質問が恐らくあると思います。再質問者席で行います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 今田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「旧小西邸について重要文化的景観区域内という認識はあったのか」ということについてですが、寄附の相談を受け付けてから重要文化的景観の所管課である教育委員会との共有が遅くなってしまい、寄附の申し出を受理し、登記が完了するまでは、重要文化的景観区域内であるという認識はございませんでした。今後はこのようなことが無いよう、寄附の申し出を受理する前に、各課に共有し様々な視点から問題がないかを協議して対応することといたします。なお、旧小西邸においては、教育委員会においても一般家屋として認識しており、譲渡を受ける段階では建物自体の重要性は認識していませんでした。そのため老朽化に加え令和2年の台風9号・10号の被害もあり、修復に要する経費が多額であること、その後の活用方法や維持管理コストを考慮した結果、解体除去はやむを得ないと判断したところがございます。しかし、ご指摘のとおり文化庁の強い指導を受けて、文化庁補助金を活用して保存修理をすることとなりましたが、一方で現在実施中である旧野首教会保存修復事業に多額の予算がかかることから、現在のところ令和8年度以降の実施予定となっております。

次に、2点目の「なぜ、更地にしてから所有権移転という一般的な形をとらなかったのか」ということですが、旧小西邸については、所有者より町での解体を条件に、土地・家屋の寄附の申し出があり、町としても消防署の建設予定地について探していたこともあり、所有者の申し出を受理させていただきました。旧樋口家については、長年周辺地域の課題でもありました緊急車両の乗り入れを可能とする防災上の土地利用の観点及び解体除却の緊急性を考慮し、所有者から申し出がありました、土地・家屋の寄附を受理いたしております。失礼しました。旧樋口家というのは、津田耕平商店の倉庫のことでございます。

次に、3点目の「今後旧小西邸はどのように修復し、何に活用するのか」ということについてですが、おっしゃるとおり、令和4年2月より計4回の小西邸利活用検討会を一般公募の委員を加えて開催しており、その検討会において

重要文化的景観の普及啓発拠点としながら、若者を中心に様々な取り組みにチャレンジすることのできる場所として利活用を図ることとし、運営主体は行政と連携しながら町内在住の若者を中心として行っていくとの一定の結論が出ております。先ほど申し上げましたとおり、修復事業が令和8年度以降の予定のため、検討会の実施から4年が経過することとなりますので、具体的な活用については、これから協議していくことといたしております。修復につきましては、文化財の保存修理の原則にともない、工事内容は昭和6年（1931年）の建築当初への姿への復元を基本としてますが、水回りや空調関係については、幅広い利活用を見据えた工事内容を予定いたしております。

次に、4点目の「修復に係る費用と、今後の維持管理費を含めた費用対効果はどうか」ということですが、修復に係る工事費は、先ほどご説明した修復工事内容について令和4年度に完了した実施設計では、概算で約1億5,000円から2億円を見込んでおります。維持管理費を含めた費用対効果につきましては、さきほど申し上げましたとおり、現在、利活用検討会において決定した活用方針に基づき、詳細な用途は検討段階でございます。したがって、現時点では費用対効果の算定はできませんが、公共施設のマネジメントにおいては、重要な観点ですので、その点も踏まえ検討を進めているところでございます。

次に、5点目の「旧樋口家、旧津田耕平商店の倉庫跡地ですが、の、利用ができないのはなぜか」ということですが、令和5年度は、民間団体が実施しております学校との連携も行われているアーティストインアイランド事業における活動場所として、一部利用がなされておりますが、ご指摘のとおり、本格的な利用には至っておりません。跡地の利活用を含めた整備案については、重要文化的景観の普及啓発の拠点、周辺地区コミュニティ維持の拠点、防災空地としての機能を持たせた空き地として整備する方針で、文化庁にも意見をいただきながら、小値賀町文化的景観保護推進審議会で協議をしているところでございます。

次に、6点目の「土地利用計画のために町が買収又は寄附を受ける場合、更地に限ることをルール化すべきではないか」ということですが、町が土地の買収又は寄附の受入れを行う場合は、第一に当該土地とその活用方針に妥当性や適合性があるかが重要であると考えております。そのため、土地に関して、更地に限定するのではなく、建物等が付属する土地であっても、当該土地の価格や建物等の解体費用のほか、場所や面積、状態、周辺環境などを総合的に判断し、買収又は寄附の受入れの可否を決定すべきであると考えております。議員がおっしゃるような買収又は寄附を受ける際のルール化については、以前、人口減少が進行する中で、「管理ができない」、「使い道がない」などの理由から、

寄附の申し出の増加があり、その後も益々増加することが予想されましたので、一定のルールが必要と考え検討した経緯がございます。その結果、先に述べた考えのもと現在運用を行っており、これからもしばらくは総合的な判断のもと、寄附受け入れの可否を判断して参りたいと考えております。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） はい。先ほど一番最初、1番、1つ目に関しまして、町長の方から今、寄附の申し出があった場合これから各課、各課に共有して、なんだろう、皆さんの意見を皆、各課の意見を聞いた上で判断したいというお話があったんですが、実は、柳のその先ほどちょっと触れました、右側にある今更地になってますが、そのことで議会、全員協議会だったと思いますが、話があったときに、もしこの先同じように建物を、寄附を受けるような場合は、必ず町内のほかの課と調整をして、全てがうまくいってからゴーサインをかけなきゃいけないのではないかというお話を、「わかりました。」という返答をいただいたような、答弁をいただいたような記憶はあるんですが、その辺いかがでしょうか？

議長（宮崎良保） 総 務 課 長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

多分その答弁をしたのは私だと記憶をしておるんですけども、寄附に関してはですね、寄附に関してもですね、そういうところをマニュアル化して、各課に共有を図るシステムは作っていたんですけども、ちょっとそこがですね、その段階がちょっと抜け落ちていたというのが今回の件でございました。ですので今後もですね、そういうことが起こらないように共有を図るところはもうしっかりと先日協議したところがございます。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） 一番はちょっと僕が気になってるのは、というか知りたいところですね。文化庁が町の運営方針についていろいろ問題視したというペーパーを受けてるんですが、文化庁が町の運営方針で何を問題視したのでしょうか。

議長（宮崎良保） 教 育 長、あ、教 育 次 長

教育次長（牧尾 豊） お答えします。

町の運営方針、文化庁がご指摘があったという件は、小値賀町が文化的景観の国選定の登録に向けてから動きをしたんですけども、町自らが今回買いたいというふうな申し出というか、届出を出したことについて、そもそも本当は町は守るべき立場にありながら、それが今回は危険というところもあるにはして

も、それを町自らが解体というふうなフレーズで事業を進めると、そういったところをちょっと問題視されたということになっております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。わかりました、理由は。本来であれば所有者が解体撤去していた建物ですが、経緯はともかくとして、その建物は残ることになって町の所有になった以上、本当に有効に利用する必要があると思います。町内には離島開発総合センターや尼忠東店あるいは地域福祉センター、あわび館など同じような活用ができる施設がいくつもあります。人口が少ない中で、この先それらの集約が必要になるというのはもう必然であり、以前僕の一般質問の中で離島開発総合センターのことでしたが、教育委員会をこの旧小西邸に移してはどうかと聞いたんですが、そのときはもう検討するとの答弁さえもいただけませんでした。町内を俯瞰する中で、全ての施設を残すということではなくて、昨日町長が一般質問の中の答弁に確かあったんですが、ビルドする施設と、スクラップする施設、厳密に言えばスクラップアンドビルド、スクラップが先ですが、これをこれらのまちづくりの基本として、やっぱり明確に位置づけなければいけないときが来ていると思いますが、その辺についてはいかがでしょうか

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

その時期は本当にもう真っ只中だと認識しております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） 本当に業務多忙の中ですが、ここは本当にしっかりしていただきたい。もちろんあのこういう同じような利活用のというのが、ほかの例えば体育館ですとかいろんな施設があるんで、そこは本当に頑張って進めていただきたいと思います。先ほど文化財、文化財を修復するための費用として1億5,000万から2億円ざっくりの数字だと思うんですが、すごい多額の費用でこれプラス維持管理費がかかるということになるんですが、本当に利活用の方法についてしっかり検討していかなければいけないと思います。今後改めて利活用について検討する時間はあると思うんですが、その辺についてのスケジュールはいかがでしょうか

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

まずですね保存、保存活用するという点では決まっております。利活用については今後協議してまいる予定とはしておるんですけども、そのスケジュール感については未定でございます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） 今の時点では旧野首教会の改修が、たしか来年の6月、7月までだったと思いますが、本当に上手くいけばその後すぐに手がつけられるとなると、今もう検討していかなければいけない時期だと思いますが、これは急ぐつもりはありませんか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

それにですね、そういうこう次の手段をとれる時期までには検討を進めてまいりたいと思っております、思っております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。総務課さんの方から以前議会が、ごめんなさい、議会じゃなくて委員会の方で説明を受けたんですが、そのときにこの土地、旧小西邸につきましては、消防署の用地だけではなくて、2案目として土地利用の案として町有住宅と書かれていました。本当に今回先日まで12カ所に渡って出前議会を行いました、我々議員全員で。その中でも、その中で冒頭で空き家バンクについての説明を総務課の方からしていただきましたが、やっぱり移住相談が多くなっている中で本当に住宅不足というのが明らかになってきてます。空き家バンクへの登録を呼びかけるということは、本当にもう住宅不足の喫緊が、住宅不足が喫緊の課題であると思いますが、せっかく町有住宅という案もあったにも関わらず、その町有住宅にするという案は消えたのでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

町営住宅にするっていう案はですね、消防署としてあの土地を使うときの寄附いただいた消防署として使わない部分の土地を活用する意味で申し上げたことをごさしました。今回文化庁のご指導もあって、文化財的な建物としてですね、残すということがございましたので、その活用方法等々がはっきりするまでは保留状態にしてございます

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。わかりました。先ほどもちょっと言いましたが、旧野首教会の3年にわたる修復工事は、総額で2億1,000万円です。国も県も当然補助金は出していただけるんですが、それでも町は振興基金や一般財源を使っています。今現在の町の財政状況、決して悪いわけではないとは思いますが、このような建物を改修して維持管理していくことは、本当に将来的な費用対効果出ないということですが、やはりあの疑問を感じざるを得ません。価値のある建物を残すことというのは決して悪いことではないとは思いますが、あくまでもその文化財に指定されているわけではないと、多額の費用をかける基準のようなものがあるのかないのか。場当たりのいい文化財じゃないものに対

してそのようなお金をかけるというその判断、これについて何かあやふやに感じるんですが、いかがでしょうか？

議長（宮崎良保） 教 育 長

教育長（中村慶幸） お答えいたします。

文化的・重要文化的景観区域内のですね建物に関して、実際に解体除去もやむを得ない取り扱いをしている例もあり、あるのは議員もご承知かと思います。一方で、その景観全体を考えたときにですね、重要な部分というのはやっぱりあります。で、それが文化的景観の保存計画の中の重要な構成要素に当たるかと思うんですけれども、そういったその重要な構成要素を中心にですね、それをまだ事務局の提案レベルですけれども、既に一度審議会の委員さん方にはご提示差し上げておりますけれども、それをA B Cの3つのランクに分けて、保存の重要度の色分けですね。そういったことをですね、進めていく必要があるというふうに認識しております。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4番（今田光弘） 重要な構成要素というのは、あくまでも相手が民間なわけなんで、なかなかそうは言ってもいろいろその担保することは難しいと思うんですが、それについてはしっかりその重要な構成要素に入っていたとしたら、今回のケースは、もしかしたら町も寄附を受けなかったような気がしますし、そこをしっかりと整理して進めていってほしいと思います。先ほどもちょっと触れましたが、重要文化的、文化庁がそのクレームを入れたということなんですが、結局先ほど次長の方から答弁ありましたように、重要文化的景観区域に選定してくださいよと、町の方からお願いしているにも関わらず、その区域内の建物を町が取り壊すのはおかしいということに対して、文化庁が異論を唱えるというのは、これはもうやむを得ないことだと思います。ただ、建物の傷み具合、本当に傷んでると思いますし、今でもちょっと間違えれば強い風が吹いたら、瓦も飛ぶ可能性もあるように思います。網でね、ちゃんとカバーしてはいますが、そういう建物の傷み、傷み具合あるいはそのこういう小値賀町の小さな島で高齢化率がもう高いと。あるいは本当に人口減少もどんどん進んでいる中で、それ、それを本当に考えたときに、文化庁の方がもしかしたら本町の状況をあまり理解してないのではないかっていう、ちょっとそっちも感じるんですよ。まして町のその審議会は条件付きですが、壊すことにOKを出したわけですよ。その審議会がOK出したことについて、それを文化庁は受け入れないということで、その文化庁の指導には絶対に従わなければいけないのでしょうか。あるいは全部でなくて一部分だけ、先ほど復元という言葉が確かあったんですが、一部、そのうちのある部分だけの復元というような妥協点いわゆる妥協点とは見いだせないものなのではないでしょうか？

議長（宮崎良保） 教 育 長

教育長（中村慶幸） お答えいたします。

文化行政へのその所管がその文化庁でありますし、国として地方への指示命令ではなく、その指導助言という形ですね、コメントをいただく意見をいただくわけなんですけれども、現在のその調査官がですね、小値賀に来られたことがあるのかどうかってのは私まだ把握してないんですけれども、審議会年2回予定しているんですが、近くその文化庁の調査官自体もですね、小値賀に来町したいという意向は持っておられますので、その、その折にですね、今あの議員からご指摘、ご意見あったことも踏まえてですね、しっかりと現状、町並みだけではなくて、先ほどその橋本議員からも、その過疎の問題がありましたけれども、そういったその人的物的資源、全体的にですね、見ていただく形ですね、意見交換ができればと思っております。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） はい。本当に調査官が見えるということであれば、もう本当に大きなチャンスで、確かに重要文化的景観区域内が、ポツポツ歯抜けになってしまうと見た目は本当に良くないのはそれわかりますけど、小値賀町全体考えたときに、果たしてそのなんだろう、重要なポイントとしてちょっとずれる、ずれる可能性があるのかなというふうには思いますんで、ぜひそのあたりは、調査官が見えたときにプッシュしてほしいと思います。津田耕平商店さんの跡地についてですが、いろいろ文化庁とのやり取りがあってストップしているんだと思いますが、その辺についてその何だろう、解決策というかその辺についての検討はされているのでしょうか？

議長（宮崎良保） 教 育 次 長

教育次長（牧尾 豊） お答えします。

津田耕平商店倉庫の跡地の利活用につきましては、町長の答弁でもありましたとおり、現在あの文化審議審議会の中においてその検討をしております。事務局からは一定その利用につきまして、提案はさせていただきますけれども、まだ内容についてまだ十分ではないというふうなことでありましたので、引き続き協議検討が必要ということで、今現在進んでおります。また秋頃に審議会の方予定しておりますので、またその中で、協議を進めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） はい。先ほど次長のお話の中で、「防災空き地」っていう言葉があったと思いますが、ちょっと「防災空き地」ってちょっとイメージ湧かないんで、このご説明をお願いできますか。

議長（宮崎良保） 教 育 次 長

教育次長（牧尾 豊） お答えします。

旧樋口家とちょっとお読みしますが、その利活用につきましては、コミュニティの場所、あそこですね、あそこの集落といういろいろな観光客も来られますけど、そういった一定のコミュニティのスペースとしての機能も持たせながら、防災空き地、空地としてはですね、緊急車両の乗り入れですね、とかも想定をしております。火災時ですね車両乗り入れとかも想定しまして、そういった一定の空地が必要というふうに考えておまして、その場所として利活用できないかということで考えております。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） はい。いずれにしても、もう町の所有地なので、例えばですね、あのどちらかって言うんすかね、県道に近い方のその隣との境界線に本当に歴史を感じるような素敵な水路があります。こういうのをですね、本当にその点だけじゃなくて本当に線として、あるいは笛吹のあの辺一帯を面として、新たなまちづくり、あるいは観光資源になる可能性も結構高いんじゃないかと僕は思うんですよ。そういう意味では、例えば北西高校の生徒とか長崎県内の大学生を対象にして、何かそういうのをうまく利活用するようなアイデアを募集するとかですね。あるいはプロポーザルにかけるとか、そういったことができないのかなと思うんですがいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 教 育 次 長

教育次長（牧尾 豊） お答します。

その利活用、町並みも踏まえての利活用につきましては、今現在学生の方からもですね、いろんなご意見といいますかアイデアの方は、参考程度ですけども話をいただいている部分があります。ご存知のとおりですね、ご存知のとおり尼忠が隣接してありますので、その利活用も踏まえてですね、利用も含めて相互利用も踏まえて、そういった町並みを生かした取り組みということも今後学生とかも利用してですね、考えもですね、取り入れながら検討してまいりたいというふうに思います。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） はい。あのいろいろ検討していただくことはすごく大事なことだと思うんですが、そういう検討している間にもですね、例えばその尼忠東店の駐輪スペースとか、あるいは今あの角が、角切りができてませんので、暫定的にもそういう利用ができないものなのでしょうか？

議長（宮崎良保） 教 育 次 長

教育次長（牧尾 豊） お答します。

今、暫定的な利用につきましては、ちょっと今できないとして、できないというか今審議会の方でちょっと協議、その提案をさせてもらって、今現在検討

中でありますので、まだ明確な利用については決まっておきませんので、まだ駐輪場として利用するというふうなことはまだ決まっておきません。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。角切りに関しては難しいと思うんですが、駐輪スペースに関しては、あのロープを、ちょっと位置を変えるだけで勝手に使ってもらえることはできると思うんですよ。最初やっぱり尼忠東店の、に見える方の駐輪スペースっていうのはかなり大きな割合で理由だったような気がするんで、それは審議会に一言、言うとしても、一言暫定利用としてそういうふうな状況で、でも残ってるものについてはもう傷はつけませんよと、そういうことで進めればノーとは言わないような気がするんですが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（牧尾 豊） お答えします。

審議会の委員さんにですね、状況をですね、議会の状況も踏まえまして、丁寧にとちょっと説明をさせてもらって、ご意見をいただきながら、そういった利用ができないか、ご意見を賜ってまいりたいと思います。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。そこはですね、本当に早く実際に尼忠東店等に来られる方が、あちこちなんか自転車止めてるのも目にしますんで、ぜひ進めたいし、審議会というのがこの審議会だけじゃなくてももう国のいろんな審議会がもう年に2回とかしかないってのはもう、これはもう仕方がないことなんですけど、やっぱり年に2回しかないと本当にいろんなことがどンドンどン遅れてしまうというのは、もう本当に全ての面でそうなんで、そこはちょっと頑張っていたいただきたいと思います。

それからですね、そうやって暫定でもいいから利用できないと、やはり旧小西邸にしても含めまして、町民の目からするとですね、本来はその建物を、所有者が壊す建物を、その緊急性があるとか、いろんな理由で町がお金を出して壊したということに対して、それを利用できないとやっぱり町民の方からするとですね、なんだっていうやっぱ思うと思うんですよ。で、実際にやっぱり聞く言葉として、あれを見たらじゃあ自分の所有している建物もそのまま置いて町に寄附、寄附するよと。やっぱそういう声が出ているわけなんで、やっぱそういうことを考えると、先ほどこれからも建物付きを、建物が付いた土地を、寄附を受けたりする可能性はありますという答弁だったんですが、やはりもうしっかりルール化して、ここはもう本当に全国、おそらく建物をついたまま土地を買収するというのは、その建物を利用する以外、おそらく全国どこの市町村でもやってないと思います。ぜひそこは変えていただきたいと思いますが無理でしょうか？

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

この件に関しては今答弁したとおりでございますが、全国的にそういうことっていうのもですね、知っておきながらの重ねての答弁となりますが、当町の現状もですね、いろいろございますので、総合的に判断をさせていただいて、今後はもうより慎重にですね、判断をして進めていきたいと考えております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。あの総合的に判断するっていうのは、執行部の立場としてはもう当然のことだと思うんですが、逆に町民の立場からしたときに、先ほどあの条件として例えば価格とか、費用対効果とか解体費用とかですね、その土地利用が妥当であるかという、適正であるかということも踏まえた上で、総合判断するのは執行部の立場なんですけど、町民の方からしたら、やっぱりそこまでわからないんで、やっぱり仮に本当に最大限妥協して、建物がついたままの土地を寄附の土地を寄附の建物がついたままの土地を、の寄附を受けるとしても、やはりあのちゃんと明確にラインを引かないと、なかなかその総合的に判断ということでは町民の理解は得にくいかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

町の財政の面も考えてですね、そういう先ほどはそういう答弁をさせていただき、いただいたんですけども、例えばですね今回の、今回もこういう事態になってしまいましたけれども、そこに町がその土地を活用できるって判断したときに、その土地、自分で所有者が壊したときですね、買収費用等々を勘案して、決めていければと思って答弁をさせていただいた次第です。しかしですね、議員がおっしゃるとおり、やっぱり一定の基準が必要。その方がですね、やっぱり町民のそういうこう今、ちょっと町民がいろいろ言われているというのも耳にしますので、寄附をした町民がですね。そういうことを避けるためには、やっぱり今後一定のルールも必要かとちょっと今思いましたので、そこについてはちょっと今後協議をさせていただければと協議検討させていただきたいと思います。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） ちょっと今ごめんなさい、ちょっと引っかけたのはですね、町が寄附にしても用地買収にしても、その土地を受け入れるためには、まず土地利用計画ありきなんですよ。寄附が、寄附の申し出があったから何かに使おうということではなくて、元々土地利用計画があるというのが大前提じゃないとやはりおかしいと思うんですよ。で、そういう土地利用計画という何か大きな計画があって、例えばその建物を買収する。その移転補償費を払ったら、

それは税制面でも 3,000 万円控除とか 5000 万円控除ってのがああるわけですから、でもそれが寄附したい人の意向で、ちょうどその町が考えている何かの土地利用とちょうど合致したからってなって寄附を受けるというのは、本来のその税制面からの優遇に関しても、やっぱちょっとイレギュラーかなという気がします。ですからもし寄附のような話があった場合、やはりしっかり内部で詰めていただいて、町民が見ても理解できるように、かつその柳のときにもお話ししましたが、建物付きの土地を買収するよう買収寄附を受けるような場合は必ずやっばり前もって議会にもお話ししてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

その件に関してはもう本当、前回までですね、要望していただいておりますのでしっかりと共有をしていきたいと考えております。

議長（宮崎良保） これで今田光弘議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会を実施）

| | | | | | | | |
|---|----|----|----|---|----|---|---|
| — | 休憩 | 午前 | 11 | 時 | 23 | 分 | — |
| — | 再開 | 午前 | 11 | 時 | 24 | 分 | — |

議長（宮崎良保） 再開します。

しばらく休憩します。

| | | | | | | | |
|---|----|----|----|---|----|---|---|
| — | 休憩 | 午前 | 11 | 時 | 24 | 分 | — |
| — | 再開 | 午後 | 13 | 時 | 30 | 分 | — |

議長（宮崎良保） 再開します。

1 番・立石光助議員。

1 番（立石光助） 質問通告に従い、私から質問を 3 つほどさせていただきます。

まず初めに、前回までの定例会議で質問した次の 3 点について、現在の進捗と今後の具体的な計画について伺います。

まず初めに台風に強い農業の推進ということで、塩害に強い作物の導入の検討、施設の強靱化などの現状について伺います。また養蚕業復活の可能性についても検討の状況を伺います。

次に 2 つ目として、防災防風林の整備として防風林の整備計画や沖縄県のような台風の多い、多い地域で行われている民間主体の活動の支援など、具体的な取り組みについて伺います。

そして3つ目、最後に半農半Xの推進ということで、農業とほかの産業の組み合わせによるリスク分散の具体策、特に民泊や農業の体験などとの連携について検討の状況を伺います。

これらの施策は住民の安全の確保と農業の持続可能性、ひいては小値賀町の未来にとって重要ですので、前向きな検討をお願いいたします。

再質問は、質問者席から行います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 立石議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目のご質問の「台風に強い農業の推進」についてですが、今年の6月議会の折、立石議員より一般質問のあった内容の中に「塩害に強い品種や異なる作物への移行の推進」がありましたので、県や農協など関係機関にお話を伺いました。確かに塩水を散布してみるなどして品種改良を行う研究は進められているようですが、まだまだ研究段階であり、実際に栽培する段階にはないとのことでした。異なる作物への移行については、今年の6月会議でも、6月議会でも答弁いたしましたが、品目の選定については園芸部会の皆様が長い年月をかけて試行錯誤しながらたどり着いた品目や作型であり、市場からも出荷量の維持を希望されているところがございます。品種・品目の変更につきましては、生産者の皆様とも協議をし、慎重に検討しなければならないと考えております。また、実際に農家さんが栽培する前には、実証試験等も必要でしょうから、その辺は担い手公社とも協議しておりますので、担い手公社の方で栽培、試験栽培を行ってみたいと思います。

「圃場を風の当たりにくい好適地へ集約」との提案については、私も圃場の集約化・団地化は必要だと考えております。しかし、耕作者誰しもが栽培しやすい圃場での栽培を望みますので、なかなか難しくはありますが、今年度中に、地域農業の将来計画、いわゆる「地域計画」を策定する必要があり、各地域での協議の場で合意形成を図る必要がありますので、その中で集約化についても協議をさせていただきたいと考えております。

次に、「養蚕業復活の可能性」とのことですが、議員ご承知のとおり、小値賀町でも過去、養蚕業が営まれておりましたが、その後、それこそ台風の襲来で蚕小屋が壊滅状態に遭い、また、服の生地が生糸から化繊のものに変わり、蚕の繭の需要が減少し採算が合わなくなったため、養蚕業が途絶えたという経緯がございます。現在、日本国内の養蚕業は、全国で163戸、関東・東北地方を中心に小規模な産地が残るのみとなっているそうです。養蚕業が衰退した原因は、安価な輸入生糸が多く入ってくるようになり、国産生糸は価格面で太刀打ちできず、国産生糸のシェアは0.1%とも言われております。国内の生産地は群馬県が3割を占めているそうですが、九州では熊本県の山鹿市に、蚕の餌とな

る桑葉を人工飼料に加工し、クリーンレベルや温度・湿度を徹底管理した工場内で養蚕を行う企業もあるようでございます。さすがにここまでの施設となると、費用も人員も莫大なものとなるでしょうから、小値賀町では考えにくいと思います。昔ながらの、桑の木を切り、畑から担ぎ出し、蚕さんに給餌するやり方は労働的にも大変で、高齢化が進む小値賀の農家さんにはきつく、養蚕業の復活は今のところ考えてはおりません。

2点目の「防風林の整備」についてですが、議員おっしゃるとおり、台風の通り道である沖縄県は、11月の第4木曜日を「防風林の日」と定め、毎年関連行事を県内各市町村持ち回りで実施しているとのこと。また民間団体や企業単位での植樹活動も活発に行われているようでございます。小値賀町といたしましても、松材線虫病の蔓延による松枯れで多くの防風林が失われたことから、令和2年に「小値賀町松林保全計画」を策定し、これに沿って「守るべき松林」「育てるべき松林」「人為的樹種転換を図る松林」「自然樹種転換を図る松林」と区域を分け管理するようにいたしております。植林につきましても、海岸防災林を中心に県による植林が計画的に行われ、圃場周りの必要な個所へは、町より苗木代等を補助し、地区住民による植林を行っていただいております。これらの事業を継続して実施してまいりたいと考えております。

3点目の「半農半Xの推進、特に民泊や農業体験との連携」についてですが、私も1つの作物や農業だけに依存しないことで生活基盤を分散しリスクを回避することは大変重要なことだと考えております。以前は最大で37戸ありました小値賀町の民泊部会も現在では18戸となり、高齢化や家庭の事情などで受け入れ家庭が減少してきております。そういった中で、今年度、おちかアイランド・ツーリズム協会では、国の「農山漁村振興交付金事業」を活用し、農業・漁業・商工業など島全体の連携や分業により無理なく続けられる民泊受入れの形を構築する取り組みを行ってまいります。このような取り組みを通じ、農水産業者の所得向上、観光客から交流人口の増加、さらには小値賀町観光事業の発展につなげていきたいと思っております。また今年度、策定を予定しております「小値賀町観光振興計画」の中にも、体験型の観光、民泊事業の推進をしっかりと謳い込んでいきたいと考えております。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（宮崎良保） 立石 議員

1番（立石光助） ありがとうございます。

まず初めの1つ目の塩害に強い農作物への試験栽培に関してですけれども、今、塩水、塩水での品種改良は試験段階なので、実施できるような段階ではないというふうな答弁だったと思います。私の方でちょっといろいろ調べている

とですね、まず身近なところで佐賀県のところで、海水でサツマイモですとか、みかんですとかいったのを栽培、もう栽培して実際に売られているところが実際にあります。その事業者はですね、佐賀西部コロニーというところなんですけれど、その、そこでは海水栽培に適した品種、新品種のさつまいもを独自で作り出しておられて、通常サツマイモって花を咲かせにくいんですけども、あえてその花を咲かせて交配を行って、新品種の種子を作るなどで、独自で品種改良を行って、その改良を重ねるうちに海水で育てたサツマイモ、これを地下の貯蔵施設で管理することで、それを焼き芋に、焼き芋にしたら糖度が50程度とすごく甘くなったと、いうふうなことです。午前中その町長の答弁でもありましたように、サツマイモを使った焼酎が小値賀町でも作れないかというといった話もございました。こういったですね、台風が来ても、時期的にはちょっとずれているか。海水に強いそういった作物を栽培することで、ほかのもう有象無象というかたくさんある焼酎メーカー、焼酎ですとかサツマイモですとか、そういったのと当然その差別化を行っていかないといけないと思っております。で、そういう中でですね、こういった実際にこう栽培して販売までやられてるところもありますので、そういったところも参考にされながら、試験栽培、担い手公社での試験栽培の品種の選定ですとか、そういった方を行っていただければと思います。

「圃場」の集約についてですけれども、今年度中に地域計画を定めて農業者園芸部会の方々と、集約、その風が当たりにくい場所への農地の転換ですとか、そういったことに対して合意形成に向かって、向かう予定であるということで、その点についてはすごく頼もしく思います。

次にですね、養蚕業の復活なんですけれども、確かにおっしゃるとおり、難しいところはあると思います。ただですね、養蚕業が衰退した時代と現代とは全く時代が異なる状況となっています。おっしゃられるように、日本において養蚕業が衰退した主な原因は、化学繊維への転換ですとか、安価な海外のシルクの流入ですとか、戦後の政策の転換、工業化を優先して農業政策は軽視された背景ですとか、そういったのが重なって、養蚕業が衰退したと言われております。これらの原因が、近代では高品質な国産のシルクの需要や環境に配慮した持続可能な生産への関心の高まりから、養蚕業を見直す動きも出てきております。先ほど申し上げたようにその山鹿での取り組みですとか、九州大学の蚕と連携して蚕している KAICO 株式会社では、家畜の飼料として、その蚕のサナギですとか、シルクを飼料にするということで、それは静岡のアグリテックを推進している鈴生という会社が、と手を組んでですね、パッケージで簡単に、何だろコンテナハウスとソーラーパネル、これを利用してその中で養蚕ができるようなパッケージを今連携して作っていて、そのそれを全国に普及させて、

シルクの生産量を上げようという取り組みを、が行われています。で、九州大学ではですね、その全国で作られたそのシルクを全て買い取って契約して買い取って、その豚の飼料ですとか、ワクチンですとかそういった生薬ですね、薬作るのに加工していたりですとか、愛媛県や沖縄でも、その絹、シルク糸だけではないシルクの活用というところですのでごく注目を集まっております。これについて町長はどうお考えでしょうか。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

議員から何点かの質問があったかと思えますけども、まずあの塩害に強い作物ですけども、佐賀の方でサツマイモとかみかんとかを実際栽培されているといったところですけども、私もそのニュースといいますか記事は目にしたことがございますけども、独自であの栽培してですね、海水で栽培したやつを貯蔵して品種改良したといったことですので、もしあのそういったサツマイモのですね、種なり苗なりが手に入ればですね、答弁の中でも申し上げましたとおり、担い手公社の方で少し試験栽培等をしていただいて、結果を見て小値賀に合うかどうかですね、結果の方を見てみたいなという気持ちはございます。

次に農地の集約化につきましては、今年度、今年度中に地域計画の方を策定しなければならないということがありますので、その中で各地区において、事前に協議をですねさせていただく場がありますので、その中でこれからの担い手の方にですね、農地の方を集約できるような協議をさせていただきたいというふうに考えております。

次に養蚕業のことですけども、確かに議員のおっしゃるとおり、今の生糸、繭ですね、は、いろんな品目での研究がなされているようで、先ほど言いました熊本県の山鹿の方でもですね、生活用品、ボディークリームとか、シャンプーとか石鹸もそうですけども、そんなものとか、医療器材への活用とか、そういったことも研究されているようですので、今後あのいろんな活用が出てくるのかなというふうには考えております。しかしあの答弁の中でも申し上げましたけれども、かなりやはり桑の葉で蚕を育てるっていうのはですね、かなり重労働なことだというふうには考えておりますので、なかなか小値賀、今の小値賀町の農家さんの方には、厳しいのではないかなという考えではございます。

以上です。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 答弁は今のとおりでですけども、イモにつきましてはですよ、塩害に強いと言いますが、昔から小値賀町はイモをずっと作っておりまして、昔はイモの価格も高くてですね、ほとんどの農家さんが、イモを作って島外にこう搬出したわけですけども、イモを作ることにしましてはですね、塩害に強い

弱いではなく、うちでは十分できるとその実証実験をせず、試験でもですね、そういうふうに思っております。

議長（宮崎良保） 立石議員

1番（立石光助） ありがとうございます。イモに限らずですね、その塩害に強いついていうところがこの夏の台風シーズンに農業をし続けていくためには、大切なことだと思っておりますので、そういったところを農業の、小値賀町の農業のこれからが続いて行くことができるように、試験栽培なり情報収集なりそういったことを園芸農家さんの方々と続けていっていただきたいなと思っております。

養蚕に関してなんですけれど、その重労働というのは、私もその山梨の養蚕農家さんのところに行ったことがあるんですけど、あの実際にその目で確認してお話も聞いてきているのでよく理解するところなんですけれど、その九州大学ですとか愛媛県のユナイテッドシルクというところ、ユナイテッドシルクさんか、のところでは、手間のかかる1令目から3令目までをユナイテッドシルクさんで飼育して、それを全国の養蚕農家さんに4令目5令目になった、そのお蚕を渡して、繭まで育てていただくといった、そういった取り組みを始められておりおります。で、そのユナイテッドシルクさんは、日本をシルクの一大産地にという目標を掲げて活動をしておられます。またですね、群馬県のその福祉施設では、そのお蚕さんにその桑の葉をあげるということを昔その養蚕業をされていた、今もその日本一ですけども、その養蚕業の経験があるおじいちゃんおばあちゃんたちがお蚕さんに桑を上げてることで、懐かしい気持ちになったりですとか、そう癒されたりですとか、そういった福祉的な面でもですね、その養蚕農家さんだけではなくて、昔やられていた小値賀の方々たちも、その一緒になってですね、できるようなことかなと思っておりますので、またその布が、糸ができれば布ができて、それがアーティストさんですとか、ファッションデザイナーの方とかに渡れば、より付加価値の高いものとして広まっていくと思いますので、そういったですね素材を生産するところを小値賀町でもこう担えたら、すごく素敵な未来が開けそうだなと思っておりますので、その市場の動きとかも見ながらですね、検討を続けていきたいなと思っておりますし、一緒にその考えていけたら、小値賀町のその未来の農業について考えていけたらなと思っております。

続きまして、その防災林の件です。防風林の件です。防風林の整備については海岸防風林ですね、今後も長く続いていく事業となると思います。例えば町内の事業者がこの事業を継続して請け負うことができれば、収益事業として事業の継続性が見込まれて、雇用の安定、地域での経済の循環が実現できるかもしれませぬ。今年度の当初予算額としては、造成事業として、小値賀町が全体

の5%の450万円で、県が全体の45%の8,000万円、国が50%の8,450万円、さらに保育事業として県の当初予算で550万円、保育というのは、造成済みの防風林周りの整備ですね。防災でこれトータルしますと合計2億円近くの予算が上げられております。当然ながらですねこの造成事業が毎年この規模で発生しているわけではなくて、またいつかは終わりが来る事業ではあるため、管理業務に移行していくものと予想されますが、管理する面積はまだこれからも増加することと思います。その分管理に関わる予算も大きくなっていくものと考えられます。加えてですね、これまで造成してきた海岸防災林の維持管理事業が十分でないとの地域の声もあり、保育事業費が今の額で適切かどうかも検討の余地が残っていると思います。できるだけ島内でのお金や資源が循環するような仕組みや体制作りを小値賀町としては目指すべきだと考えておりますが、この件について町長の考えを伺います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい。そのとおりでございます。先ほどの答弁にも言いましたけども、小値賀町の松林保全計画というのを令和2年度に策定しております。これに沿って今事業を展開しているもので、それに見合うだけの事業は、この事業のこの計画の中でやっていきたいというふうに思っておりますし、保全事業もいつまでであるかというのはちょっと私もわかりませんが、元のような状態になるということもまたなかなか元のような状態まで松林を増やすということもなかなか難しいと思っておりますので、この計画に沿ってやって、その先を見つめたいというふうに思っております。

議長（宮崎良保） 立石 議員

1番（立石光助） その計画に沿ってやっていただきたいんですけども、その実際にそれぞれの工事造成事業と整備を担う方ですね、それは今、全て小値賀町内でやられているのでしょうか。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

植林への造成事業と保全事業の件ですけども、これは今町内の業者ではございません。県内の森林組合等の業者が請け負ってやっておられます。この植林のですね、保全管理、植林したところですね、保全管理といったところを、草刈り等をですね、下請けで町内の業者が受けているところも少しばかりあるみたいですけども、お話を聞くと、かなり夏の暑い時期でもありますし、草刈が大がかりに草刈りできる場所、面積というか範囲でも、範囲というか何ていうか植林を植えているものですから、いっぺんにこう刈ってしまうというわけにはいかなくて、手がかかるといったところもありまして、なかなか事業費に合わないというかですね、採算に合わないみたいなお話は聞いたことがござい

ます。

議長（宮崎良保） 立石議員

1番（立石光助） ほぼ県外に頼っている状況ということ、理解だと思えます。草刈は少しだけ町内の方がやられている部分もあるということです。この2億円ですね、今年度でいくと2億円、全体の事業費がすごく大きな事業費です。造成事業、この保育保全事業これをですね、その町内で請負える事業者が請負えそうな事業者がいそうな気がするんですけど、そういったなんだろう、その働きかけというかは、町からはしたりはしているのでしょうか。またその町内の事業者から、そういったやらせてくれよみたいな声はあるのでしょうか。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

この植林の保全事業等ですね、町内の業者で請け負えるところはないかということですが、町内、小値賀町のあの担い手公社の方ですね、これまで枯れ松の伐倒等を請け負ってきたところですが、枯れ松の方がもう少なくなりまして、おかげさまで少なくなりまして、その事業の方はだいぶ少なくなってきたものですから、それに代わる事業といったところを考えているようで、この植林につきましても、できればですね、指名の方に入りたいという意向の方はお持ちのようです。お持ちのようです。しかし指名に入るにはですね、経験というものがやはり必要なものですから、まずは町外の業者の方から、下請けの業者の、町外の業者の下請けに入って、経験を積ませていただいて、何年か後に何年か後すぐにでもですね、経験を積んだらですね、すぐにでも指名の方に入れるような形にしていきたいという意向はお持ちのようです。

議長（宮崎良保） 立石議員

1番（立石光助） ぜひその方向で進めていって、少しでもその担い手公社が健全なその経営状態になるようにもっていただけたらなと思っております。

最後にその半農半Xの推進についてなんですけれども、何だっけ、今年度そのITの方で農泊業の取組、交流人口を増加させるためのそういう取組を今年度ITで予定しているということでした。で、はい、すいません、でですね、ちょっと午前中その橋本議員からも同じような話があったんですけども、これからのその担い手の確保っていう面ですね、小値賀に移住を希望する方の多くは、仕事ではなくて小値賀での暮らしに一番魅力を感じて移住を決めて来られると思っています。実際私もそうでした。小値賀で暮らすために必要なその職業の選択肢の1つとして、農業や漁業を選びたくなるような魅力的な農業漁業でないといけないと思っています。で、この一昔前まではですね、たくさん稼ぐことが正義、良しとされてきたんですけども、今はそこそ稼げたら

いいという価値観にシフトしていています。そういう人たちが求めるのはですね、そのこれまでの慣行農法ではなくて、自然と調和した、自然ですとか有機栽培、できるだけ自然と共生する小規模の農業がほとんどです。これは国連も環境への影響を抑えるために2019年から小規模農業、これを推進しています。小値賀は元々ですね、土地の制約上、小規模とならざるを得ない農業の形態ですので、ある意味時代が小値賀に追いついてきたとも言えると思います。ただ現状の農業は慣行農法、できるだけ減農はしているが慣行農法がメインですので、選ばれていないというのが、農業を目指してやってみたいという方からはなかなか選ばれないという実情だと思います。災害に強くですね、かつ仕事として選ばれるような魅力的な農業のある暮らしを含めたトータルな魅力の発信をこうしていくことが、これからの担い手の確保には必要なのではないのでしょうか。本件について、その農業のあり方ですね、について、町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

小値賀町の農業のあり方というご質問かと思いますが、まずあのこのIT協会が行うこの事業ですね、農泊を、民泊を磨き上げるといような事業なんですけども、その中でも農業体験とかをしていただいて小値賀町の魅力というものをアピールしていきたいというふうな事業なんですけども、その中で議員おっしゃられるような小値賀が昔からやってきたこのいわゆる小さい規模の農業、手作業の農業みたいなことなのかと思いますけども、そういった体験を小値賀に来られた方々に体験していただいて、ゆくゆくですね小値賀町でその中からですね、小値賀町で農業をやってみようかという方が少しでもいてくれたらいいのかなというふうには思います。しかしあの小値賀町の農業を考えますと、今実際にやられている農家さんがですね、議員おっしゃられましたけども、そこそこ稼げたらいいというふうに思ってるのかどうかというのはですね、私もちょっと疑問ですけども、ある程度のやっぱり収入はですね、必要かと思しますので、そこはまた別な考え方だと思いますので、小値賀町で今後新しく来られて農業される方が、どういった考えで小値賀町での農業を目指されるのかというところについては、今年度あの農業研修生として来られる予定の方もおりますので、その方ともちょっとその方のお話も聞きながら、農業研修の中で見極めていきたいというふうには考えております。

議長（宮崎良保） 立石 議員

1 番（立石光助） ありがとうございます。

その既存の農家さんたちがそのそこそこ稼げたらいいと、私はちょっと言ったわけではなくて、これからですね農業を志す若い世代の方々が、そういった

のを求めて、大規模ではなくて小規模で自然と共生する農業、これを志向する方が地域で、地方でこう活躍している状況っていう現状をお伝えしたくて、それ小値賀の農業がそういう化学肥料だとかに頼らない農業かというところではなくて、そこに小値賀での農業のその魅力みたいなところが、今のその若い世代の求める農業と乖離があるっていうことをお伝えしたかったです。

質問を終わります。

議長（宮崎良保） 1問目終わりですか？では、2問目に。

1番（立石光助） 続きまして、ごみ置き場の扉についてということで、ごみ置き場の扉について、重くて開閉作業が大変なのでどうかしてほしいと住民の声が以前から上がっております。各ごみ置き場を現地調査したところ、ごく一部では既に軽量のものに交換済みでした。別のある地区では要望として役場に伝えているにも関わらず、未だに交換されていないのでどうかしてほしいと相談を受けました。当町が抱える様々な課題の中では、小さな課題で優先度も低いと思われがちかもしれません。ただ、日々の暮らしの中で数日に一度必ず行う扉の開閉作業を、子どもから高齢者まで幅広い世代の住民が簡単かつ安全に行えるようになることで、ごみ捨てという家事を担うことができる家族が増え、親の負担が軽減されたり、高齢の方がごみを捨てる度を感じる暮らしにくさが解消されたり、扉で手や体を挟まれるなどのけがを予防したり、住民福祉の向上が期待できるものと考えます。これまで改善の要望がありながら、どうして一部の地区だけしか改善されていないのか。また改善する予定はあるのか。予定があればどのように改善する予定なのか伺います。

再質問は質問者席から行います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 立石議員のご質問にお答えをいたします。

各地区のごみ置き場については、小値賀本島と斑島・黒島で計 122 箇所を設置をいたしております。その中で立石議員が言われております重い扉のつくりになっている「ごみ置き場」は、76 箇所ありましたが、令和3年度から、改善の要望があった7箇所を昨年度までに扉の軽量化を図っており、残り69箇所が改善対象箇所となっております。施工につきましては、町内の鉄工所に依頼をしており、本業の傍らで、また制作に時間を要するため、一度に多くの改善を図るのは難しいというのが現状でございます。

議員の質問にあります「どうして一部の地区だけしか改善されていないのか」についてですが、場所の選定については、利用者の多くが高齢者で、要望があった場所から順次行っており、一部の地区を優先して行うことはありません。また、今後の改善予定についてですが、本年3月の令和6年度予算特別委員会でもお答えしたように、現在予定している箇所に加え、地区からの要望も徐々

に増えてくることが予想されるため、今年度 10 箇所に対応を予定しており、議員が相談を受けた箇所についても今年度改善予定となっております。

次に、「今後どのように改善を図るのか」とのご質問ですが、今の計画では、これまでの改善方法と同じで、鉄製のアングルの扉から「アルミ製の軽量縞鋼板」に変更する予定としておりますが、場所によっては、利用者の減少等でごみ置き場の縮小も視野に入れて、移動可能な既製品の置き型収納箱を設置し、時間をかけずに改善を図るなど、利用者の状況を注視しながら検討していきたいと思っております。

議員が言われるとおり、普段の生活の一部でもあるごみ置き場を、「ごみ捨て」を誰でも安全に安心してできるような環境づくりを進め、住民福祉の向上につなげていくため、今後も「ごみ置き場」の改善に取り組むたいと考えております。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（宮崎良保） 立石 議員

1 番（立石光助） ありがとうございます。今年度 10 箇所を交換するというところで、その具体的な場所とスケジュールを教えてください。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

具体的な場所については、今要望があつてるのが 2 箇所ありまして、それが笛吹在と筒井浦なんですけども、あとの 8 箇所はごみの収集を委託している藤永清掃さんにちょっとお聞きしてですね、利用者の多いごみ置き場、結局ごみが多いところですね。利用者が多い頻繁に使われるところから、順次対応していこうと考えております。スケジュール的にはですね、まだ具体的に計画というのは決めておりませんが、9 月、秋以降ぐらいにやっていければなと思っております。その前にその調査を、聞き取りをですね、行いたいと思っております。

議長（宮崎良保） 立石 議員

1 番（立石光助） 今年度 10 箇所っていうのは、その鉄鋼所さんの生産能力で決まっているものでしょうか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

生産能力といいますか、要望があつてる 2 箇所プラス α ということで、10 箇所程度ということで予算を計上しております。

議長（宮崎良保） 立石 議員

1 番（立石光助） これあの具体的に地区から上がっているのが、要望が上が

っているのが今2箇所だけということなんですけれど、僕がその聞いた感じはですね、聞くと、「ああ重かつ。」ってみんな言うんですね。なので聞くと多分結構出てくるんじゃないかなっていうふうに思っているんですけど、その辺のその感覚的にどうでしょうか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

確かに現在の扉は重くてですね、実際測ってみましたら5キロありました。片側1枚ですね。で、軽量化を図ったところで、2キロから3キロぐらい。半分ぐらいに減ってるんですけども、ですので、先ほどの町長の答弁でもありましたけども、利用者が少なくなってきたらごみ置き場についてはですね、来年度以降にはなるかと思うんですけども、コンクリートの外壁を残して、既存の蓋だけ取ってですね、既製品のごみ置き場の中に入れると、そういったことで早急に対応できる方法もあるのではないかなと考えております。

議長（宮崎良保） 立石議員

1番（立石光助） すいません、ちょっと私の質問が悪かったかもしれないんですけど、その要望は2件なんですけど、隠れた要望がたくさんあるのではないかなというふうに思っていて、そのあたりのそのニーズ調査みたいなものってというのはされるのでしょうか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） すいません。今のところニーズ調査というのは考えておりませんでした。

議長（宮崎良保） 立石議員

1番（立石光助） 聞くと出てきそうな、たくさん出てきそうな気がするので、その利用者が多いところがいいのか、そのニーズの中で優先度は、そこは高齢の方が利用率が高いとか、多分その優先度が変わってくると思うんですよね。多い少ないではなくて、そのニーズによっては。で、一番はそのけがしないようにってところだと思うので、やっぱりその利用率が高いとけがの確率も高くなってなる、なりそうな気もするのでちょっと難しいところなんですけど、そういったなんだろう、数だけで判断するのが正しいのかなというのは、もうちょっと思いますので、そこはちょっと考えていただけたらなと思います。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

利用者が多いと必然的に高齢者の利用も多いのかなという考えでお答えしたんですけども、その辺も考慮してですね、立石議員さんもおっしゃるとおり、高齢者の多いところから行うとか、その辺は今後慎重に考えていきたいと思っております。

議長（宮崎良保） 終わりますか？はい。続いてどうぞ。

1 番（立石光助） 最後に、コミュニティナースの導入検討について、通して質問をいたします。まず初めにコミュニティナースは島根県雲南市で10年前に始まった取組で、これについてご存知でない方も多いと思いますので、少しちょっと説明してみようと思ったのですが、説明が結構すごくちょっと難しくてですね、なのでクラウドファンディングでコミュニティナースの創業者の矢田亜希子さんが、の言葉をちょっと紹介したいと思います。ちょっとわかりやすいかなと思うので。

「暮らしの身近な場所で、嬉しい楽しいという日々の気持ちや心身社会的な健康を、一方的ではなく住民と一緒に作っていく活動であり、あり方、これをコミュニティナースと定義してはいますが、もっと多面的な影響力があり、人それぞれの状況によって、解釈にも幅があるものだと考えています。医療資格の有無は関係ありません。「最近どう？元気？」この言葉をかけられるだけで誰かの心を少し明るくすることができます。私達は誰でもコミュニティナースの担い手になることができると考えています。例えば、あなたの周りにこんな人はいないでしょうか。実家が離れていて子育てと仕事の両立に苦戦している人。孤独で退屈そうに毎日を過ごしている人。引っ越したばかりで友達や知人もいなくて寂しそうな人。足腰が悪く買い物のたびにタクシーを使い、困っている人。子どもを預かってもらうのは申し訳なくて頼めないと思っただけですが、街の中にはいつも1人で寂しいから子どもたちと触れ合いたい、迷惑がられ、迷惑がられないなら子どもたちの面倒を見てやりたいという人もいたりします。お返しにその人が困っているときには、代わりに助けあげられたら最高ですね。私達はこういった人と人をつなぎ、お互いに助け合い、元気も高め合える地域を目指しています。雲南市ではこのような関係性を広げていくために、地域おせっかい会議という取組を実施しています。近くに住んでいるので、顔は知っているけど、何かしてあげたくても、1人だとどうしても勇気が出なくて、直接は声かけづらいんだよね。そんな声から生まれた地域がつながるきっかけです。1人1人が何かしらの形で誰かの元気に関わる総量が増えていけば、人と人がつながって、お互いに助け合い、元気も高め合える地域に近づいていくと思います。」これまでがその矢田さんの言葉なのですが、一見すると小値賀は、既にその人と人とのつながりがほかの地域よりも濃くて、お互い助け合っている状態だなと私もすごく思います。ほかの地域と比べてそう思いますし、やっぱりそういうそこに私は魅力が、を感じているので、小値賀に住んでいて幸せだなと思いますし、これからもこのような形が続いてほしいなと思っております。で、ただですね、そういった相互扶助、相互扶助的なそのつながりが、昔ながらのですねその地域で支え合って、

島全体で子どもを見守るで見守るですとか、じいちゃんばあちゃんを支えるですとか、そういったつながりがまだ残っていますが、もうこの超高齢の小値賀においては、そういった高齢の方々がどんどん毎年毎年亡くなられていってしまっていて、そういったつながりも次第に希薄になっていってしまうのではないかと。移住者の方もたくさん増えてきてはおりますし、そういった相互扶助のシステムが近い将来なくなってしまう、少なくなってしまうのではないかとこのように思っております。このコミュニティナースの導入は、この住民の生活を支え、地域で見守り、地域医療ひいては予防医療につながり地域の医療と介護の充実ですとかにつながると確信しておりますが、町長の考えを伺います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 立石議員のご質問にお答えをいたします。

人口減少・少子高齢化が進む本町では、産業をはじめ、地域や文化などあらゆる分野の担い手を確保できない局面を迎えており、医療・保健・介護分野においても同様でございます。そのような中、離島の小規模自治体である当町の医療・保健・介護をどのように維持し、継続していくのか困難な局面を迎えております。この状況の解決策として議員提案の「コミュニティナースの導入を」ということですが、コミュニティナースは「施設や病院ではなく、地域の中で日常的に住民と関わり、健康増進や地域のコミュニティ活動を支援する」役割や、「専門機関と連携しながら地域医療を充実させ、介護の負担を減らす」役割がある業種であると認識をいたしております。また、議員が期待するコミュニティナース導入による4つの効果につきましては、現在、行政として実施している事業もございまして、「生活習慣病予防」や「重症化予防」「医療・介護の連携強化」に関する事業につきましては、健康管理センターと地域包括支援センターが連携をし、ボランティアの方々のご協力をいただきながら、各種事業を展開しており、介護・医療制度にあてはまらない範囲の方々のケアにつきましても、可能な限り対応をいたしております。また、「夜勤等が困難な看護師の活躍」についても、健康管理センターや、社会福祉協議会などの介護分野においても、看護師資格をお持ちの方は引く手あまたでございまして、日中の勤務形態で活躍されておられます。このように、議員が期待する効果については、現在行政で実施している事業を継続することで一定補えるものと思っておりますが、専門職の人材不足により、サービスに限りがあるのも現状でございます。本来であれば、スタッフ数を充実させ、医療・保健・介護の今以上の充実と連携を図り、町民皆様にこれまで以上に安心して生活していただける体制を整えたいと思っておりますが、人材の確保に苦慮しておるのが現状でございます。このような現状の中、当町といたしましては幸いなことに、今年度から、民間事業者による「訪問看護ステーション」が創業されております。今

後、この訪問看護ステーションと連携することで、コミュニティナースの役割である「施設や病院ではなく、地域の中で日常的に住民と関わり、健康増進や地域のコミュニティ活動を支援する」ことや、「専門機関と連携しながら地域医療を充実させ、介護の負担を減らす」ことができるのではないかと考えておりますが、いずれにいたしましても、医療・介護の担い手不足は大変重要な問題であると考えておりますので、行政、民間事業所限らず、人材確保のために取り組んでまいりたいと考えておりますので、その中の選択肢の1つとして、コミュニティナースも考えさせていただきたいと思っております。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（宮崎良保） 立石議員

1番（立石光助） その人材不足の選択肢の1つとしてそのコミュニティナースの、についても検討に入れていただくということで、あの非常にこう嬉しく思います。で、このコミュニティナースのいいところなんですけれど、そのまずその専門職の資格を持っていないくても担うことができるというところです。その専門職の方は引く手あまたで、夜勤ができない方もどこかしらに、で、役割を担っていただいているっていう状況です。で、そんな中でそういう専門の資格やら、資格を持っていない方でもそういったコミュニティナーシング的活動を地域で行って、困っている方を見つけ出して行政につなげたり、医療機関につなげたりといったそういったところを担う方が1人2人いるだけで、また大きな地域の見守り機能となると私は思っています。で、あの訪問看護の方が今年度から動かれるということで、それもすごくいい動きだなと、すごくありがたい気持ちなんですけれど、やっぱり訪問看護になるとその医療制度ですとか、そういう制度の中で、制度に当てはまる方ではないとなかなか採算が取れないといった話も聞きます。そういった制度から、医療制度に当てはまらない範囲のまだ健常な方々でもその予備軍みたいな方々を見つけて、そこにアプローチをして元気で嬉しい楽しいと思うようなその暮らしを、に例えばその最初に申し上げたような、子どもを預かりたいけど、預かるようなその気持ちはあるけれど、どこに相談したらいいかわからない方ですとか、そういった方が潜在的に小値賀町にも眠っておられるかもしれません。そういった方を生活の導線の中にコミュニティナースがいて、そういったニーズ、困っている方だとか、そういった能力のある方を発掘してですね、その人と人をつなげて、お互いが相互にとって幸せになるような形に導く動きをされる方っていうのは、そういう素質がある方って、私が小値賀の中で付き合う中でも何人かおられると思うんですね、既にその。で、そういった方々ってもう既に何だろう、そういうコミュニティナーシング的な活動をされてる方もおそらくいるかなと思っております

し、そういった活動をしたい、医療機関を飛び出してそういった活動をしたいという看護師や介護士の方々もいるっていうふうには伺っています。そういった、その何だろう、地域に抜け、飛び出して、地域を支えたいっていう、その医療現場ではなくて、その前のところで支えたいという看護師、介護士の方のニーズもありますので、そういったコミュニティナースの導入を募集しますっていうことでも来ていただける、小値賀に移住して行ってみようかなとか、そういったことにもしかしたらつながるかもしれないので、まずはその手始めとして、地域おこし協力隊制度を使ってこう入っていただいて、ゆくゆくはですね、その町が、全国で今取り組まれているのが自治体がこの予算を出して、そのコミュニティナースを雇用するという形もありますし、その民間企業がそういった出資をして、働きたいけど子どもが預けられなくて働けない親御さんたちが働けるように、コミュニティナースを入れて、そういった民間企業として取り組まれているところもあります。小値賀町においてもですね、町が絶対支援、そのお金を出さないといけないっていうわけではないと思いますので、その地域おこし協力隊として仮に定着したコミュニティナースの方の価値を企業が感じて、民間の企業が感じて、そこに雇用ですとか、出資みたいな形ができれば、すごく相互扶助、コミュニティが今後も続いていくみたいな社会が、小値賀町、今後50年後100年後とかでもそういった形で続いていけばいいなと思っております。それについてはいかががお考えでしょうか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい。先ほど申しましたけども、人材が現在不足しておりますけども、そのコミュニティナース自体をやりたいという希望の方がおって、組織を作っていただけるのであれば、町としても応援しますし、その部分の活動費の方も考慮したいと思っておりますので、その点につきましては、先ほども答えましたけども、1つの案として今後協議させていただきたいというふうに思っております。

議長（宮崎良保） 立石 議員

1番（立石光助） 最後にすごくちょっと非常にこれから参考になりそうだなという取組を1つ紹介して終わりたいと思うんですけど、北海道の更別村っていう人口3,132人の高齢化率31.5%のところ、村ですね、そこで令和4年から更別スーパービレッジ構想ということで、これ内閣府のデジタル田園都市構想の事業の1つなんです、に採択されてるんですけど、この村では「100歳までわくわく日本で最もシニアが元気に働く農村」というそういったことを掲げて、このスーパービレッジ構想をされています。もう実証的に始められています。これはですね基本的に3つの趣味系のサービスと健康系のサービス、医療系のサービス、これを展開していて、それをコミュニティナースがつなぐとい

った、そういった仕組みです。例えば具体的にはですね、この決められた場所から乗車する移動サービスをスマホで予約して無料で受け、そのサービスを受けることができたり、自動運転バスの実証試験をしたり、スマートウォッチや電力センサーで健康の見守りサービスを行ったり、カラオケや麻雀などの集う場を提供したりといったサービスです。で、これ午前中その橋本さんもおっしゃってたんですけど、小値賀はデジタル化というかDXというか、あまりそっちの方向じゃないよと。それはすごく私もすごく同意で、もちろんですねこのデジタル化っていうのは手段であって目的ではないので、小値賀だからこそ、小値賀にとってのデジタルの利用の最適解があると思っています。この構想がすごく秀悦だなと思うのが、そこにそのコミュニティナースを入れて便利になり、デジタルを使って便利になって、行政のサービスの効率化ですとか、人手の不足を補いながら、そういった人と人とのつながりを、血の通ったつながりを大事にしているっていうところに、すごくこうなんだろう、ただデジタル化をしようとしているわけではなくて、そのやっぱりそこで暮らす高齢の方々が、100歳までわくわく楽しく生きていけるみたいなところを目指しているっていうところが、すごくよくできた計画だなと思って、ただやっぱり難しさもあって住民の方が使い方を覚えられなくて、られないですとか、そういった難しさ出てきているみたいなんですけど、そういったとこも行政ではなくて、コミュニティ、コミュニティナースの方がお手伝いをしながら、一緒に頑張っていくみたいなところを、今、実証的にやられていて、すごく小値賀町もですね、参考に学べるところがたくさんあると思っていますので、そういったこういった取組を参考にしながら、小値賀町のこれからのコミュニティナースの導入だとか、デジタル化について総合的にこう考えていっていただきたいなと思っております。

以上で私の質問を終わります。

議長（宮崎良保） 答弁は要りませんか？

これで立石光助議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会を実施）

— 休憩 午後 2 時 45 分 —

議長（宮崎良保） これより模擬公聴会を開きます。

それでは、ただいまの立石議員の一般質問のテーマである、「一般質問の進捗状況について」及び「ごみ置き場の扉について」もう1つ「コミュニティナースの導入検討について」、どなたかご意見のある方はおられませんか。

ありませんか。

ないようでしたら、このまま休憩以前に戻ります。

— 再開 午後 2 時 46 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

日程第3、報告第2号、失礼しました。

以上で一般質問を終わります。

日程第3、報告第2号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告について説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 報告第2号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の報告について、ご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和6年3月30日に公布され、原則として4月1日から施行とされております。令和6年度の税制改正については、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、地方税制の改正が行われております。

今回の条例改正は、個人住民税所得割額の定額減税のための改正、固定資産税の負担調整措置のための改正などが主なもので、早急に小値賀町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項及び小値賀町議会基本条例第31条の規定により、令和6年3月30日付で、本条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものでございます。

以上で報告を終わりますが、詳細については、担当から説明させ、報告させますので、よろしく願いいたします。

議長（宮崎良保） 住民課長

住民課長（北村 仁） それでは、改正の内容について報告いたします。

新旧対照表1ページをご覧ください。

第51条「町民税の減免」及び、第71条「固定資産税の減免」及び、第139条の3「特別土地保有税の減免」は、職権による減免を可能とする規定の追加でございます。

2ページから7ページに渡りましては、個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に係る規定の新設で、附則第7条の5は、「令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除」について、附則第7条の6は、「令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例」について、附則第7条の7は、「令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例」についての規定を

それぞれ新設するもので、7ページ、附則第7条の8は、「令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除」についての規定を新設するもので、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

同じく7ページの下段では、附則第8条「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」は、法改正による条ズレに対応する改正、及び特別税額控除額の算定に用いる「所得割の額」について、当該規定の適用後のものとなるよう読替え規定を追加するもので、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

8ページをご覧ください。附則第10条の2「法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合」は、法改正による項ズレに対応する改正、及び再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定の新設、ならびに居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設するもので、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

9ページをご覧ください。附則第10条の3「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」は、法改正による項ズレに対応する改正、及び認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するもので、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

11ページをご覧ください。附則第11条の見出しは、適用する年度を更新するもので、上位法の改正に合わせた改正でございます。附則第11条の2「令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例」及び附則第12条「宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例」及び13ページ附則第13条「農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例」及び附則第15条「特別土地保有税の課税の特例」は、適用する年度を改正するもので、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

14ページをご覧ください。附則第16条の3「上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもので、附則第16条の4「土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例」は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもので、附則第17条「長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、長期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもので、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

る個人の町民税の課税の特例」は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、長期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもので、附則第 18 条「短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例」は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、短期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもので、15 ページ、附則第 19 条「一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例」は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加をするもので、附則第 20 条「先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例」は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもので、附則第 20 条の 2「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、特例適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもので、16 ページ、附則第 20 条の 3「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、条約適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもので、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

また、議案書 9 ページに記載のとおり、本改正条例につきましては附則を設けておきまして、附則第 1 条で、施行の日を令和 6 年 4 月 1 日からと定めております。附則第 2 条の各号では、改正後の固定資産税に関する経過措置についてそれぞれ規定しております。

以上で、報告を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明がありました、報告第 2 号、専決処分事項の報告については、その処理を議会から執行機関へ委任しておりますので、質疑を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがいまして、報告第 2 号、専決処分事項の報告については、質疑を省略することに決定しました。

以上で第 2 号、専決処分事項の報告についてを終わります。

日程第4、報告第3号、令和5年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告について説明を求めます。町長
町長（西村久之） 報告第3号、令和5年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。

令和5年度の一般会計予算のうち、年度内に事業の完了ができなかった経費について、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越事業につきましては、2款・総務費で、「町内公衆便所改修等工事実施設計業務委託」他5件。

3款・民生費で、「低所得世帯支援給付費事業」他3件。

4款・衛生費で、「最終処分場家屋廃材島外搬出業務委託」他3件。

5款・農林水産業費で、「斑漁港漁村再生交付金事業地元負担金」他1件。

7款・土木費で、「空家等実態調査業務委託」他4件。

8款・消防費で、「第7分団消防ポンプ自動車購入事業」1件。

9款・教育費で、「大島分校体育館改修事業」1件。

合計で23件となっております。翌年度に繰り越した額は、4億4,215万2,000円となっております。

事業ごとの翌年度繰越額及び財源内訳につきましては、計算書に記載のとおりでございます。

以上で報告を終わりますが、事業ごとの詳細につきましては、担当より報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、事業ごとに説明いたします。

2款1項・総務管理費、「町内公衆便所改修等工事実施設計業務委託」450万円は、建設予定地選考及び土地交渉に期間を要して繰越したもので、令和6年10月に完了予定でございます。同じく、「小値賀港新ターミナルビル改修事業」1億294万円は、ターミナルを共用しながらの工事で、工程の調整に時間を要し繰越したもので、令和6年7月に完成予定でございます。同じく、「定住促進住宅整備事業」1億1,288万4,000円は、面積・建物の配置・規模等事業計画の再検討に日数を要し、実施設計業務が遅れたことにより繰越したもので、令和7年3月に完成予定でございます。

2款3項・戸籍住民基本台帳費、「氏名の読み仮名の法制化に係る対応業務委託」804万1,000円、「戸籍附票システム改修業務委託」580万8,000円、及び「住民基本台帳システム改修業務委託」442万9,000円は、システム改修に係る国の仕様書の策定に時間を要したため繰越したもので、令和7年3月末に完了

予定です。

3款1項・社会福祉費、「低所得世帯支援給付金こども加算給付事業」440万1,000円、「低所得世帯支援給付金令和6年新たな低所得世帯事業」901万3,000円、及び「調整給付定額減税関係事業」1,849万9,000円は、令和6年度の住民税課税情報を使用するため繰越したもので、「低所得世帯支援給付金こども加算給付事業」、「低所得世帯支援給付金令和6年新たな低所得世帯事業」は、令和6年12月に、「調整給付定額減税関係事業」は令和7年3月に完了予定です。

3款2項・児童福祉費、「小値賀こども園改修事業」5,690万円は、改修箇所の調査や協議に時間を要し、実施設計が遅れたため繰越したもので、令和6年9月に完成予定です。

4款2項・清掃費、「最終処分場家屋廃材島外搬出業務委託」1,295万円は、仮置きしている廃材の数量が当初想定していた数量より多く、繰越したもので、令和6年6月10日に完了しております。同じく、「新上五島町最終処分場新設整備負担金」751万5,000円は、新上五島町の最終処分場新設整備工事が入札不落等の影響で着工が遅れ、また工事自体も遅れている状況であり、年度内に事業費が確定せず、負担金額も確定しないため繰り越したもので、完成予定は、令和7年3月となっております。同じく、「し尿処理場臭気ファン更新工事」390万5,000円、及び「し尿処理場ブロワ整備工事」540万円は、世界情勢の影響により部品の納期が大幅に遅延となり年度内の完成が困難となったために繰越したもので、両事業とも令和6年4月26日に完成しております。

5款3項・水産業費、「斑漁港漁村再生交付金事業地元負担金」276万4,000円は、県が施工する斑漁港浮棧橋連絡橋の塗装工事において、連絡橋を揚陸後、陸上にて塗装を行う計画でしたが、浮棧橋を利用できるようにしてほしいとの要望を受け、急遽、仮設橋の設置調整に時間を要したため繰越したもので、令和6年6月末に完了予定でございます。同じく、「斑漁港機能増進事業地元負担金」560万円は、国の補正予算による事業で、標準的な工期が確保出来ず、繰越したもので、令和6年12月に完了予定でございます。

7款1項・土木管理費、「空家等実態調査業務委託」940万9,000円は、空家所有者の相続人調査に時間を要したため繰越したもので、令和6年8月に完了予定でございます。

7款2項・道路橋梁費、「町道修繕工事」150万円は、入札不調により繰越したもので、令和6年7月に完成予定でございます。同じく、「町道防護柵更新工事」1,519万6,000円は、天候不良により2次離島での作業が出来ない日が続いたこと及び材料入手に時間を要したため繰越したもので、令和6年6月末で完成予定でございます。同じく、「小値賀空港トンネル改修工事」491万3,000円は、入札不調により繰越したもので、令和6年8月に完成予定でございます。

7款3項・住宅費、「公営住宅等長寿命化計画更新業務委託」544万5,000円は、最新の総合計画を計画に反映させるため繰越したもので、令和6年7月に完了予定でございます。

8款1項・消防費、「第7分団消防ポンプ自動車購入事業」3,014万円は、世界情勢の影響により一部部品の納入に遅延が発生し、年度内製造が困難になったことにより繰越したもので、令和7年3月に完了予定でございます。

9款2項・小値賀小学校費、「大島分校体育館改修事業」1,000万円は、体育館にかかる取付道路について分筆登記に時間を要したため繰越したもので、令和6年8月に完成予定でございます。

以上で、報告を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。 今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。ここ数年非常に明許繰越が増えているような気がするんですが、今年度も23件ですかね。理由としては今お聞きしたとおりなんですが、まずまずひとつ、こういうときにできればその理由も書かれた一覧表をもらえば、もっとこっちも理解しやすいんですけどいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

必要であるとのことですので、今後配るようにしたいと考え、したいと思っております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。普段からお仕事忙しそうですし、また予算の関係もあるんですが、これだけ明許繰越、事故繰ではなくて明許繰が多いのもわからないではないんですが、うがった見方をすると発注が遅いんじゃないかっていう気もちょっとするんですけど、その辺はいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

確かに各課からですね建設課の方に依頼する発注事務が遅れているのも事実でございます。この繰越事業に前回の議会でもですね、前々回、繰越理由を述べるときにも、やっぱり国の事情であったりとか、当町の事情であったりというところを述べさせていただいたところなんです。今後の取り組みとしてはもう今年度についてはですね、もう既に建設課には発注するよという指示を出させていただいておりますので、終わっているものと思います。今後でもですね、こういうふうなことを繰り返さないように、そういう早め早めの事務処理に取り組んでいきたいと考えております

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

横山弘藏議員

6番（横山弘藏） 土木費ですね、土木費の空家等実態調査業務委託費の繰越なんですけども、調査に時間がかかっているということですけども、大体どのくらいの進捗状況かお願いします。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

空き家の相続人等の調査に時間を要しております、総務課長の説明でもありましたとおり、8月で業務は完了予定となっております。すいません進捗率は、ちょっと今ちょっと情報を持ちませんので、後から報告させさせていただきます。

議長（宮崎良保） 横山議員

6番（横山弘藏） そしたらですね、衛生費の新上五島町最終処分場新設整備負担金、これが7月3日ごろには完成予定ですけども、これは他町村の整備事業に小値賀町が負担金を出すわけですけども、この金額はそのまま変化はないものかどうか伺います。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

新上五島町の工事費の確定が来年の3月になりますので、そこ、その時点での額の決定になると思っております。

議長（宮崎良保） 横山議員

6番（横山弘藏） ということは、この金額はまだ流動的と考えていいわけですか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） すいません。私の答弁が間違っておりました。この額はほぼ確定しております、最終年度の令和6年度で、総事業費で調整するようになっております。失礼いたしました。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 立石光助議員

1番（立石光助） 消防費の7分団ポンプ車購入事業で、部品の遅れによる繰越ということで、令和7年3月末と、いっぱいいっぱいの、今年度いっぱいいっぱいのその期限となっております。で、これ昨年いつだったかな、昨年か一昨年ぐらいに希望があって、7分団に希望があって決めて、去年でしたかね納期が遅れに遅れている状況かなと思っております。で、あのちょっと僕その機械系のものづくりをしているのでわかるんですけど、一時期そのモーターですとか、そういった物の納期がもう1年とかそれぐらい入らないみたいな時期があったんですけど、今、全然そんなことはなくて、3カ月とかあれば入るようなそういう納期感っていうのは戻ってきているんですね。で、具体的になんか、何がその遅れてんのかなっていうのがちょっと私の感覚的にはそのちょっとと

解できないので詳しく知りたいっていうのと、今の7分団のポンプ車がたまに入院をしたりとかしていて、実際その消防の活動がもしあったときに、そういった不具合がまた現場で起こったら、そういったその消火活動にも支障が出るようなものなので、これ何だろう、通常メーカーとB to Cとかだったらすごく問題になると思うんですね。この納期遅れみたいなのって。それは行政だから何か許されてる部分とかっていうのがあります。そうなのですけど、そういった強くメーカー側に言えないのかということ、2点ちょっとお願いします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

まず、その後段の業者に強く言えないのかということに関しましては、納期の方を示されておりますので、そこは強く言わないでいいのかなと思っております。納期が遅れている理由がですね、シャーシ部分の完成、いすゞ製のオートマ車になるんですけれども、マニュアル車であれば入荷は可能という情報はいただいております。であのオートマ車になりますので10月中に、今年度10月中に入荷予定ということをお伺いしております。それからですね、艀装について3カ月かかるという報告を受けてございますので、そういう諸々の事情がございまして、令和7年の3月に完成予定ということでございます。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） 横山議員の空家対策等実態調査業務の進捗状況の答弁もれにお答えいたします。ただいま80%程度ということでございます。

議長（宮崎良保） いいですか。ほかにありませんか。 **江川春朝議員 7番（江川春朝）** 教育費の体育館の改修事業ですけど、登記の遅れた理由を詳しく教えてください。

議長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（牧尾 豊） お答えします。

今回の大島分校体育館工事のにつきましては、取付道路を体育館のところ、横にですね、取り付ける工事も含めてからの事業になっております。そういった中で体育館の横の農地があるんですけれども、その農地の取得といいますか、その分筆に、農地を分けて道を作るものですから、その分筆の協議に入る前に測量、協議ということの段階を踏んでいくんですけども、そこに時間を要したところで、今回の繰越になっております。

議長（宮崎良保） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、令和5年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の

報告についてを終わります。

日程第5、報告第4号、令和5年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。町長

町長（西村久之） 報告第4号、令和5年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をいたします。

令和5年度の診療所特別会計予算の内、年度内に事業の完了ができなかった経費について、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

繰越事業は、「医師住宅建設工事」で、医師住宅本体は、令和6年3月29日に完成しており、医師住宅周辺の舗装工事を含む外構工事分946万4,000円において、医師住宅周辺の舗装工事を拡大するにあたり、フェンス等の構造物との兼ね合いで、工事施工において重機使用範囲の制限等が生じたことから繰越したもので、現在工事施行中であり、令和6年7月完成の予定でございます。

以上で、報告を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号、令和5年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第6、報告第5号、令和5年度小値賀町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。町長

町長（西村久之） 報告第5号、令和5年度小値賀町一般会計継続費繰越計算書の報告について、説明をいたします。

令和5年度の一般会計予算の継続費におきましては、年度内に支出が完了しなかったものについて、継続費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

継続費の繰越は、9款7項・社会教育費、「旧野首教会保存修理事業」5,534万4,000円で、旧野首教会保存修理事業に係る工事費及び工事監理業務委託料で、事業を継続して行うために繰越を行うものでございます。

以上で、報告を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。 今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。たしか工期が720日だったような記憶があるんですが、で、工期が来年の6月か7月だったと思うんですが、この明許繰越で遅れるということは全体の工期がやはり遅れるということでしょうか？

議長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（牧尾 豊） お答えします。

今回、この旧野首教会保存修理事業につきましては、3カ年の継続事業で、予算を、予算と執行させていただいております。1年目の令和5年度につきましては、悪天候によりまして、事業の進捗が思うようにいきませんでしたけども、令和6年度、本年度になりまして天候の方も安定しているということもあって、事業の方は順調に進んでいる今状況にあります。そういった中で工期は令和4年、令和5年度に契約をしております3カ年でですね、その中で今工事が順調に進んでいる、進んでおりますので、予定どおり工期内の完成を目指して、今事業に取り組んでいるところです。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号、令和5年度小値賀町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第7、議案第53号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西村久之） 議案第53号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について説明をいたします。

広域連合規約の変更については、地方自治法第291条の3の規定に基づき、構成市町の議会の協議を経て、長崎県知事の許可を受けることとなっております。

今回の一部変更につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が、令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることから、町において行う事務について所要の整備を図るた

め、別紙のとおり長崎県後期高齢者医療広域連合の規約を変更しようとするもので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 53 号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（宮崎良保） 起立全員です。

したがって、議案第 53 号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 46 号、小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長

町長（西村久之） 議案第 46 号、小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(案)について、説明をいたします。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文が削除され、

新たに用語が定義されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。また、同条項中で引用する、同法引用条項の改正漏れがありましたので、合わせて改正を行うものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、担当より説明いたします。

条例第4条で、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」別表第2を引用していたところ、今回の法改正において、当該規定が削除され、これに伴い、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会・提供、いわゆる情報連携を行う事務を「特定個人番号利用事務」という用語に、また、特定個人情報のことを、「利用特定個人情報」という用語に新たに定義されたため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第1条及び次ページ第5条は、同法引用条項の改正漏れがありましたので、改正を行うものでございます。

第2条は、同法により新たに定義された「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」の用語の意義を追加するものです。

第4条は、引用条文が削除され、新たに用語が定義されたことに伴い、文言を改めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号、小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第49号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西村久之) 議案第49号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について、説明をいたします。

今回の改正は、国の家庭的保育事業所等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等における満3歳児及び満4歳以上児の職員配置の最低基準について見直しが行われたことにより、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第29条、第31条、第44条、第47条の第2項第3号及び第4号でうたわれております、満3歳以上4歳に満たない児童の保育の従業者数を「おおむね20人に1人を15人に1人」に、4歳以上の児童については、「おおむね30人に1人を25人に1人」に所要の改正するものでございます。

附則では、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

また経過措置として、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす恐れがある場合は当分の間、改正後の規定は適用しなくてよいとなっております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。 立石光助議員

1番(立石光助) この改正内容と直接ちょっと関わりはないんですけど、この家庭的保育、家庭的保育事業のこの法律は、保育士、園、まあ待機児童不足を解消するためにその設けられたものだと思うんですけど、小値賀町でもですねその待機児童が出てしまっている現状がありまして、その多様な保育のあり方みたいなどころもお母さんたちからの要望もあつたりもしていて、これも1つのその答えの1つかなとは思うんですけど、その6月の14日から、長

岐県の子育て支援員の研修の募集がスタートをしていて、これその研修を受けるとこの家庭的保育事業を保育士の資格がなくても行うことができるという研修なんですけど、これの周知、町民への周知ですとか、そういったことは、この研修の周知は考えられていますでしょうか。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） お答えいたします。

今立石議員がおっしゃった家庭的支援員のですね、周知、研修等の周知については、私達の方からは町民向けにはちょっと行っておりません。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 49 号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 47 号、小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第 47 号、小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

今回の改正は、「令和 6 年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和 6 年 3 月 30 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行しなければならない分を、先ほどの「報告 2 号」で専決処分の報告をいたしました。施行期日がそれ以外の部分について、改正を行うものでござい

ます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は、担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 住 民 課 長

住民課長（北村 仁） それでは、担当より説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

1 ページ、第 34 条の 7 第 1 項「寄附金税額控除」は、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備をしたものでございます。

第 56 条は「固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定で、上位法の改正による条文の改正でございます。

2 ページ、附則第 4 条の 2 は、単に課税標準の計算を定めるものであることから「公益法人等に係る町民税の課税の特例」の規定を削除するものでございます。

別表第 1 は、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備で、上位法の改正に合わせた改正でございます。

また、議案書記載のとおり、本改正条例につきましては附則を設けておりました、施行の日を原則令和 7 年 4 月 1 日からと定めておりますが、改正条文ごとに施行期日を規定しております。

附則第 2 条は改正条文ごとの経過措置について、それぞれ規定しております。

以上で、説明を終わります。

議長（宮崎良保） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号、小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号、小値賀町税条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 48 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西村久之） 議案第 48 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

今回の改正は、近年の国民健康事業特別会計の決算状況を見ますと、余剰金が発生しており、財政調整基金も十分に確保できている状況を踏まえ、基金を活用しながら、被保険者への税負担を最低限に抑えるため、国保税率を引き下げるための改正を行うものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は、担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 住 民 課 長

住民課長（北村 仁） それでは、担当より説明いたします。

新旧対照表 1 ページをご覧ください。

第 3 条は、医療給付費分の所得割を 8.2%から 6.9%に改正、第 5 条は、医療給付費分の均等割額を 2 万 6,000 万円から 2 万 2,000 円に改正、第 5 条の 2 は、医療給付費分の平等割額を 3 万円から 1 万 7,000 円に、同じく 1 万 5,000 円を 8,500 円に、同じく 2 万 2,500 円を 1 万 2,750 円にそれぞれ改正、第 6 条は、後期高齢者支援金分の所得割額を 2.7%から 2.6%に改正するものでございます。

2 ページをご覧ください。

第 7 条は、後期高齢者支援金分の均等割額を 9,000 円から 8,200 円に改正、第 7 条の 2 は、後期高齢者支援金分の平等割額を 1 万円から 6,400 円に、同じく 5,000 円を 3,200 円に、同じく 7,500 円を 4,800 円にそれぞれ改正、第 8 条は、介護納付金分の所得割額を 2.2%から 2.1%に改正、第 9 条は、介護納付金分の均等割額を 9,000 円から 8,100 円に改正、第 9 条の 2 は、介護納付金分の平等割額を 8,000 円から 4,400 円に改正するものでございます。

2 ページ下段から、5 ページ上段まで渡ります、第 23 条第 1 項第 1 号は 7 割軽減、同じく第 2 号は 5 割軽減、同じく第 3 号は 2 割軽減で、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割額及び平等割額のそれぞれの改正額に軽減割合を乗じたものに改正。

5 ページ中段をご覧ください。同条第 2 項は、未就学児に対する均等割額の軽減で、第 1 号は医療給付費分、第 2 号は後期高齢者支援金分で、それぞれの

改正額に2分の1を乗じたもの、並びにその軽減後の額に改正するものでございます。

以上のように改正しますと、令和5年度の現行税率で試算した1人当たりの税額と比較して、約1万8,000円の減額となる見込みです。

また、議案書記載のとおり、本改正条例につきましては、附則を設けておりました。附則第1条で、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するとしております。

附則第2条で、改正後の小値賀町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上で、説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第50号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（西村久之） 議案第50号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

今回の改正は、「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部を改正する条例が制定され、「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金」について規定する附則第5条が、附則第3条に繰り上げられたことに伴い、本条例第2条第8号との整合性を図るために一部改正を行うものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、小値賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第52号、小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第52号、小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

今回の条例改正は、国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

第5条第2項第8号中「する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第3条第3項第3号」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を、「第5条」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加え、同号イ中「第十条第一項」を「第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)」とするものです。

附則では、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号、小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第14、「小値賀町議会デジタル化推進特別委員会」の設置についてを議題とします。

お諮りします。

小値賀町議会のデジタル化を推進するための調査研究のため、5人の委員で構成する小値賀町議会デジタル化推進特別委員会を設置したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

ただいま設置された、されました、小値賀町議会デジタル化推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、江川春朝議員、今田光弘議員、橋本武士議員、森岡正雄議員、立石光助議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました方を、小値賀町議会デジタル化推進特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。小値賀町議会デジタル化推進特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定及び第9条の規定により互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 3 時 45 分 —
— 再開 午後 3 時 45 分 —

議長(宮崎良保) 再開します。

小値賀町議会デジタル化推進特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定をし、通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に今田光弘議員、副委員長に立石光助議員、以上のとおり決定しました。

本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。

なお、明6月20日は、定刻の午前10時から始めます。

おつかれさまでした。

— 午後 15 時 46 分 散会 —